

官報号外

平成十一年五月二十一日

○第百四十五回 参議院会議録第二十一号

平成十一年五月二十一日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成十一年五月二十一日

午前十時開議

第一 国民金融公庫法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

第二 有線ラジオ放送業務の運営の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 放送法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第五 海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 環境事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 学校教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一〇 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十一年五月二十一日 參議院会議録第二十一号 議事日程追加の件 都市基盤整備公團法案(趣旨説明)

ものであります。

次に、その要旨を御説明いたします。

第一に、新公團は大都市地域等における市街地の整備改善に関し、公共施設の整備や土地の整備を伴う敷地の整備や宅地の造成を行い、建築物の整備は、再開発のため必要なもの等を除き、基本的には民間にゆだねることといたしております。

第二に、住宅については、分譲業務から原則撤退し、国の施策上特に必要な賃貸住宅の供給に限定いたします。また、現公團が管理している賃貸住宅については、引き続き新公團がその管理を行うとともに、居住者の居住の安定に配慮しつつ建てかえ等を行うこととしております。賃貸住宅の家賃については、低所得高齢者等のための措置を講じつつ、市場家賃を基準とする方式をとることとしております。

第三に、業務の実施に当たっては、地方公共団体との連携を強化するため、賃貸住宅の建てかえに際しての公営住宅の併設、入居のあっせん等を行ふとともに、地方公共団体等を支援しつつ市街地の整備改善を円滑に推進するため、調査、調整、技術提供等の受託業務の促進策等を講ずることとしております。

第四に、理事定数の削減、運営委員会の設置等の組織・業務運営を合理化するための所要の措置を講ずることとしております。

以上が都市基盤整備公團法案の趣旨でござります。住都公團は、一方で財政投融資の有利な資金から莫大な借金を重ね、穴埋めを税金で補いながら、他方では子会社、孫会社との間で随意契約を行ひ膨大な利益を上げさせ、自分たちの天下り先として裕福な子会社を確保し続けるという国民を愚弄するような組織運営を平然と続けてきました。

公團本体は、赤字経営で、値下げするために國の補助金がもつと必要だと言ひながら、その実、子会社のJSは駐車場管理などの各種サービスを一手に請け負い、毎年百億円を超える経常利益を上げていたほどです。平成八年に、総務省行政監察局がJSの不自然な落札状況について、建設省に對し入札制度の運用改善を勧告しましたが、会社の見直しについてどの程度取り組んできたのでしょうか。

公團として発足し、産業構造の変化に伴う都市人口の増加による住宅不足の解消、住環境の向上など十分な役割を果たしてきたと率直に評価しております。

しかし、次第に民間が住宅供給能力を身につけて、公團としての本来の存在価値が薄らいでいます。

まつて、本来業務からの逸脱、経営の非効率、天下り・公團一家体质あるいは民業の圧迫など、国民からの大いなる批判的になっています。総理の率直な反省をお聞かせいただきたい。

民主党は、官から民へ、中央から地方へといふ理念の中で、民間ができることは公的セクターから民間へ移行させようとしております。しかし、この法案に當てはめてみると、都市の再開発、新規賃貸業務とも民間に移管した方がよいのにもかかわらず新公團の仕事と定義づけています。確かに、この景気状況では民間に体力がないのも理解できますが、将来的にも公團の仕事として固定するおつもりなのか、建設大臣にお伺いをいたしました。

この法案に當てはめてみると、都市の再開発、新規賃貸業務とも民間に移管した方がよいのにもかかわらず新公團の仕事と定義づけています。確かに、この景気状況では民間に体力がないのも理解できますが、将来的にも公團の仕事として固定するおつもりなのか、建設大臣にお伺いをいたしました。

今回の法案を見ても、このような公団の構造的問題にほとんど切り込んでおりません。子会社や関連会社に対する出資の見直しやその削減及び組織運営の透明化について政府はどのように考えているのか。また、今回の改革を通じ、JISを初めてする子会社を率いる公団一家と呼ばれる構造を払拭し、どのように天下り体質から脱却していくのか、あわせて建設大臣のお考えを伺います。

今までの公団改革に関する論議の中で、亀井静香、瓦力西建設大臣から、居住者が不安に陥らない公団改革を目指すという過去の答弁がありましたが、住民の間でも今回の改正で大きな不安が広がっています。

従来から公団の家賃設定は不透明さが指摘されてきましたが、特に建てかえ後の家賃の法外な値上げは、近年、建てかえられた住宅に再び居住するいわゆる戻り入居率の顕著な低下を招いています。建てかえのためなら公団は住民を平気で追い出し、住民に対して明け渡し請求訴訟まで起こすこともあります。一体だれのための建てかえでしようか。

今回の法案では、賃貸住宅家賃について、原価基準方式から市場価格を基準とする方式に改め、市場家賃、近傍同種などの原則により省令で設定するとしております。しかし、これでは従来以上に家賃設定の基準が不明確となるのは明らかであり、これでは情報公開と行政改革の流れに逆行するばかりです。家賃設定、建てかえに伴う住民の不安を払拭するために建設大臣の力強い答弁を求めます。

新公団の財務体質は本当に大丈夫でしょうか。今回の法案は、公団の抱える膨大な債務の処理の指針を示しておりません。住宅・都市整備公団は、放漫経営の結果、約十四兆円もの借入金を抱え、利払いに要する金額は年間で約七千六百億円にも達しています。これに対し平成九年度の会計報告では、賃貸住宅賃収入が約四千六百億円、分譲住宅や分譲宅地の売却収入が約三千九百億円

ですから、七千六百億円の利払いは重荷です。新

公団が継承する約十四兆円もの借入金と七千六百億円の利払いは、新公団の経営に深刻な影響を及ぼすのは明らかです。どのように対処されるおつ

もりなのか、建設大臣の答弁を求めます。

特殊法人改革は、行政改革を進める上で重要な課題です。政府は特殊法人改革の目玉として住都公団改革を位置づけていらっしゃるとの聞いておりました。が、この程度の改革では到底納得できません。政府はみずから権限が及ぶ特殊法人を一つでも多く存続させたいのではないかとの疑惑が払拭できません。今後、どのような姿勢でそのほかの特殊法人改革に臨もうと考えているのか、総理大臣の決意を伺います。

さて、住の問題は生活の根幹であり、広い意味での住宅政策について総理に伺います。

政府は、景気の牽引車として住宅政策をとらえてきました。持ち家政策の推進は、国民にマイ

ホームを持つ精神的充足感を与え、好景気を維持する効果がある反面、大多数の国民が住宅ローンに追われるようになります。不況下の現在では、購入した住宅の資産評価が下落し、精神的苦痛を含め実態は深刻です。

多くの国民とりて住宅取得は人生の中で最大の目標であり、そのためのローン返済に追いまくられれているというのが一般的に見られる住宅購入の実態です。しかも大都市圏では、せっかく手に入れた家は高く遠くて狭い。政府は、これからも大きな負担を強いる現在の住宅政策をとり続けるおつもりでしょうか。

持ち家政策が我が国の住宅政策の基本というこ

とであるならば、その点は住宅政策が成功したか

実感です。しかも大都市圏では、せっかく手に入れた家は高く遠くて狭い。政府は、これからも

大きな負担を強いる現在の住宅政策をとり続ける

おつもりでしょうか。

持ち家政策が我が国の住宅政策の基本というこ

とであるならば、その点は住宅政策が成功したか

実感です。しかも大都市圏では、せっかく手に入れた家は高く遠くて狭い。政府は、これからも

民所得の割に豊かさを実感できない大きな原因にもなっていると考えます。

例えば、耐用年数の非常に長い堅牢な建築物に数代の人々が思い思いの間取りと内装を施して住むという二十一世紀型の住宅政策への転換を図ることができます。森林破壊や住宅建築に伴う廃棄物処理といった今日的問題も解決の方向に向かっていくと思います。何よりも高額の住宅ローン負担が軽減されたり、あるいは高額の家賃負担が低減することができます。國民生活に大きなゆとりが生まれます。我が國も長い目で見た二十一世紀型の新たな住宅政策に取り組むべきときが来たと言えます。今後、どのような姿勢でそのほかの特殊法人改革に臨もうと考えているのか、総理大臣の見解を伺います。

今述べたような二十一世紀型の住宅政策を踏まえ、新公団の事業は民間にはできない先駆的な仕事と既存の住宅管理に限定して取り組むべきであり、特化すべきだと思います。建設大臣の御意見を伺います。

最後に、今回、住宅・都市整備公団は、都市基盤整備公団へ名称を変更することになりますが、「基盤整備」という言葉はいかにも役所言葉で、政府はそこに暮らし生活している人のことを全く考えていないということを明らかにしている

ようなものであります。もし住んでいる人に対し造り公団などに改めるべきなら、例えば「まちに提案をして、質問を終わりたいと思います。建設大臣を伺います。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁されます。(拍手)

(国務大臣小淵恵三君登壇、拍手)

○国務大臣(小淵恵三君) 小川勝也議員にお答え申し上げます。

現公団に対する反省についてのお尋ねであります。

○国務大臣(小淵恵三君) お尋ねであります。

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

まず第一に、新公団の業務の民間への移管についてであります。新公団におきましては、

進め、合理的な体制により効率的に業務を執行されることといたしております。

特殊法人改革への取り組みについてのお尋ねであります。閣議決定をいたしました。行政組織等の

あります。閣議決定をいたしました。行政組織等の

官報(号外)

社の統合等の再編、整理を行わせることにいたしております。

また、これらの会社における人材登用につきましては、その業務運営上の必要性を考慮しつつ、適材適所の考え方により、広い見地から有能な人材の登用が図られるべきものと考えております。

次に、家賃設定の基準や建てかえに伴います住民の方々の不安の払拭についてございますが、まず、家賃の決定方法につきましては、現在、公団で、居住者の代表の方あるいはまた有識者等々の意見を伺いながら具体的な検討を進めているところでございますし、実際の家賃の決定に当たっては、そのルールを明らかにしつつ、公平、透明な運営を確保いたしたいと思っております。

また、建てかえにつきましては、新しい公団法において、その要件や手続を明確にするとともに、家賃の減額や公営住宅の併設及び入居についての配慮などの措置を定めることにより、居住者の居住の安定を図ることとしており、居住者の方々の理解を求めつつ、事業の円滑な実施を図つてまいる所存でございます。仮にも居住されている方々が、家賃であるとかあるいは建てかえに対して心配を抱かれることがないよう指導をしてまいります。

次に、四問目でございますが、住宅・都市整備公団から承継する借入金とその利払いが新しい公団の経営に及ぼす影響についてでございますが、住宅・都市整備公団は借入金等により長期にわたり事業を行う仕組みとなっており、この事業資金としての借入金に見合う住宅等の資産を保有いたしております。

また、当該借入金の返済及び利払いにつきましては、家賃及び事業資産の譲渡代金等の事業収入等により行うことにより、全体として収支相償う事業運営をいたしております。

新公団におきましても、住宅・都市整備公団の資産を引き継ぎ、業務運営の一層の効率化に努めつつ収支相償う経営を行うこととしており、基本

的に健全な経営が確保されるものと考えております。

次に、新しい公団が特化して取り組むべき業務についてであります。民間でできるものは民間にゆだねるとの考え方のもと、民間のみでは十分に行うことのできない市街地の整備改善や賃貸住宅の供給管理等に重点化するとともに、その実施に当たっては、高い耐久性を備えた住宅建設や環境との共生についての配慮などに持てる技術力を発揮して先導的な取り組みを行っていく考えでございます。

最後に、新公団の名称についてであります。市街地の整備改善、そしてまた賃貸住宅の供給管理を行い、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動の基盤を整備する新公団にふさわしいものと考えております。国民の皆様方にも親しまれる公団となるように努めていきたいと思っております。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 緒方靖夫君。

(緒方靖夫君登壇、拍手)

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、都市基盤整備公団法案に対し、總理並びに関係大臣に質問いたします。

この法案は、従来さまざまの問題を抱えながらも、勤労者に公的住宅を供給する上で一定の役割を果たしてきた住宅・都市整備公団を廃止し、今後は、都市基盤整備を中心とする再開発を推進し、住宅建設から原則撤退するというものです。二つの重大な問題点があります。

第一に、住宅用地の供給からの撤退です。

住まいは人権、住まいは福祉、これは今日、国際的な常識であります。一九九六年、イスタン

国民の居住権について賛同されるのかどうか、お尋ねいたします。

政府は、六〇年代以降、持ち家中心の住宅政策を推進しており、公共住宅は戸数のうち八%にしかすぎません。公営住宅の建設戸数が七一年をピークに減少を続け、国際レベルと比較しても大きく立ち去くれております。そうしたもとの住都公団の廃止は、勤労者、国民に良質な住宅を供給する事業からの歴史的な後退になることは疑いありません。總理、公営住宅の供給はもう十分であります。

日本社会でその役割は終ったとも認識されています。お答えいただきたい。

居住権についての世界の流れとともに、日本でも生活の質の向上が問われ、とりわけ安心して住み続けられる住宅が大きな国民的課題となっています。そこで、このような法案を提出することは「国民の居住権を後退させるものではありませんか。住都公団法の目的には「国民生活の安定と福祉の増進に寄与する」とあります。本法案では「福祉の増進」が削除されています。八一年の住都公团設立の際に、その前身の日本住宅公團法の目的にあった「勤労者のための住宅供給」を削除し、批判を浴びましたが、これらは政府の公共住宅政策の軽視を象徴的に示しております。分譲住宅から撤退し、事実上賃貸住宅の管理に限ることが法案の新しい重大な柱となっています。公團住宅が新設されず、公営住宅の着工が減少していることで、住宅建設と供給は民間任せでよいともお考えなのですか。責任ある答弁を求めます。

第二に、公團の中心業務を都市基盤整備に据えるという問題です。

住都公團は、この数年来、黒字の住宅部門を縮小し、赤字の元凶である都市再開発部門を強化してきました。私は、九七年一月の予算委員会で、西新宿や中野坂上の再開発ビルが赤字、未回収を増大させている実態を示すと同時に、住宅部門からの撤退が公團の使命を放棄するに等しい誤りです。二つの重大な問題点があります。

住まいは福祉、これは今日、国際的な常識であります。一九九六年、イスタン

我が党が徹底して批判してきた道を突き進むものであります。これまでも赤字を膨らませてきた再開発部門で採算の見通しがあるとでも言うのでしょうか。それとも、公的資金を投入していくから採算は無視していくとも言うのですか。明確に御答弁いただけます。

経団連は、昨日開催された産業競争力会議で、産業競争力強化に向けた提言を小渊總理に提出いたしました。その提言の三本柱の一つが工場跡地など遊休不動産の有効活用と流動化であり、それを住都公團が先行取得し、用途地域の変更や容積率の緩和を進め、開発・整備しようというものであります。これは、首相直属の諮問機関である経済戦略会議などで景気浮揚の最重要政策の一つとして提唱され実行された住都公團による銀行、大手ゼネコンの不良債権、虫食い地の取得事業よりも遡れなく大規模となり、公的資金による土地の流動化策の新段階を画するものであります。公團内には、昨年六月、土地有効利用事業推進本部が設置され、三千億円の公的資金が投じられておりを一举に加速するものとならざるを得ません。

国民の居住権を後退させる一方で、経団連が提言した工場跡地の先行取得などのために公團を活用し、そのため国民の税金を投入することなど、言語道断ではありませんか。總理御自身のお考えをしかとお聞きするものです。

工場跡地を初めて虫食い状態の土地、低未利用地を購入、取得する事業を拡大することは、結局公團が大企業の不良債権を抱え込み、それが将来新たに大きな国民負担となるおそれがあります。總理、そうならないと断言できるのか、はつきりお答えいただきたい。

次に、具体的問題について質問いたします。

まず、家賃制度について。本法案で導入された市場家賃制度は、七十三万戸、二百万人の公團居住者に大きな不安を与えていくだけではなく、安く

重大事であります。市場家賃に移行するなら現行家賃よりも値上がりすることは確実です。そのために減免家賃の規定はありますが、減免とは名ばかりで値上がりを一定緩和する程度で、継続されれる保証もありません。市場家賃化により住み続けられない居住者に対しどのような措置をとられるのか、しかとお答えいただきたい。

最後に、賃貸住宅の建てかえ問題です。

現在、公団は約十七万戸を対象に建てかえ事業を進めております。その上で、建てかえ後の家賃が三倍、四倍になるため、居住者が住みなれた住宅を出ていかざるを得ない事態が続いてきました。法案で新たに規定された賃貸住宅の建てかえ措置によって、より強権的な建てかえ事業とならないのか。立てかえは居住者の理解と納得を得て行うことは当然のことであると考えますが、明確な答弁を求めます。

今日、国民が求めているのは、勤労者が入居可能な適切な家賃を設定することであり、良質な居住水準を持った公共賃貸住宅の大量供給であることを強調して、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小渕恵三君登壇 拍手)

○國務大臣(小渕恵三君) 緒方靖夫議員にお答え申し上げます。

第二回国連人間居住会議における宣言についてお尋ねがありました。

そこでは、居住につきましては、相当な居住についての権利と記されています。これは、世界人権宣言等で述べられている相当な生活水準についての権利の重要な要素の一つと位置づけられておりまして、さらにその実現に努めることを再確認したものであると認識いたしております。

公共住宅供給の役割についてお尋ねであります。我が国の居住水準の現状を見ますと、大都市の賃貸住宅を中心にはまだ低い水準にあります。したがって、豊かな住生活を実現するためには、低所得者を対象とした公営住宅、新公団が供給する都心居住住宅等、公共住宅の担う役割は引き続き

き重要であると認識をいたしております。

政府の公共住宅政策についてのお尋ねであります。住宅は国民の極めて重要な生活基盤ですが、公と民の適切な連携のもと、その充実を図つていくことが重要であります。このため、公庫融資、税制等を活用した民間による良質な住宅供給を図るとともに、公営住宅、新公団による政策的に必要な賃貸住宅等の良質な公共住宅の供給を引き続き積極的に推進してまいります。

住都公団による土地の有効利用事業についてお尋ねでしたが、我が国経済の活性化を図る措置によって、より強権的な建てかえ事業とならないのか。立てかえは居住者の理解と納得を得て行うことは当然のことであると考えますが、明確な答弁を求めます。

今日、国民が求めているのは、勤労者が入居可

能な適切な家賃を設定することであり、良質な居

住水準を持つた公共賃貸住宅の大量供給であるこ

とを強調して、質問を終わります。(拍手)

(國務大臣小渕恵三君登壇 拍手)

○國務大臣(小渕恵三君) 緒方靖夫議員にお答え申し上げます。

第二回国連人間居住会議における宣言についてお尋ねがありました。

そこでは、居住につきましては、相当な居住についての権利と記されています。これは、世界人権宣言等で述べられている相当な生活水準についての権利の重要な要素の一つと位置づけられておりまして、さらにその実現に努めることを再確認したものであると認識いたしております。

公共住宅供給の役割についてお尋ねであります。我が国の居住水準の現状を見ますと、大都市の賃貸住宅を中心にはまだ低い水準にあります。したがって、豊かな住生活を実現するためには、

低所得者を対象とした公営住宅、新公団が供給する都心居住住宅等、公共住宅の担う役割は引き続

き重要な役割を果たすものであります。

そこで、この目的は、建てかえの要件や手続を明確にするとともに、家賃の減額や公営住宅の併設及び

入居についての配慮などの措置を定めることにより、一層、居住者の居住の安定を図ることに細心の注意を払っております。

建てかえに関する居住者の理解と納得を得るために、豊かで安心のできる町づくりを推進するために、土地の流動化と有効利用の促進が極めて重要であると認識をいたしておりまして、このため、適切な財政措置を講じ、公団において低未用地等の整形・集約化を図る土地有効利用事業を推進いたしております。

土地の有効利用事業の採算等についてお尋ねであります。しかし、土地の流動化と有効利用の促進を図る観点から事業を推進しているものであります。

そこで、その実施に当たりましては、取得物件の選定や価格の決定を適正に行うことなどにより、リスク管理にも留意しながら適切に進めさせてまいりたいと思っております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(國務大臣関谷勝嗣君登壇、拍手)

○國務大臣(関谷勝嗣君) まず、再開発における採算性についてであります。新しい公団が再開発事業を行って当たっては、地方公共団体や民間との役割分担と費用負担を明確化するほか、地域ニーズに的確に対応した住宅や施設の供給を図る

ととともに、事業の迅速化、コスト縮減等によって採算性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。財政・金融委員長勝木健司君。

(勝木健司君登壇、拍手)

○勝木健司君 登壇報告書及び議案は本号末尾に掲載

ます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

次に、家賃制度の変更についてであります。現に居住している方の家賃を変更する場合には、

その居住の安定に配慮するため、近傍同種の住宅

の名称を国民生活金融公庫と改め、独立して

継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について、一般の金融機関からその融資を受けることを

よりもさらに居住の安定に特別の配慮をすることをいたしております。

次に、建てかえの法定化についてであります。が、この目的は、建てかえの要件や手続を明確にするとともに、家賃の減額や公営住宅の併設及び

入居についての配慮などの措置を定めることにより、一層、居住者の居住の安定を図ることに細心の注意を払っております。

建てかえに関する居住者の理解と納得を得るために、豊かで安心のできる町づくりを推進す

ることについてであります。これは当然のこととございまして、具体的な建てかえの実施に当たっては、事前に説明会の開催を行うなどして居住者の方々の理解を求めております。

以上でございます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 一にて投票を終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票総数
賛成
反対
一百三十七
一百三十七

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化の観点から、国民金融公庫に環境衛生金融公庫を統合し

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

<p>(いすれも内閣提出、衆議院送付) 以上三案を一括して議題といたします。 まず、委員長の報告を求めます。国土・環境委員会においては、三法律案を一括して質疑を行い、地上放送デジタル化の意義・スケジュール等の国民への周知の必要性、各放送メディアの将来展望と放送政策のあり方、デジタル化による投資費用及び財政支援、ケーブルテレビによる外資規制撤廃による国内事業者への影響等について質疑を行いましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。</p> <p>質疑を終了し、まず、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共产党宮本委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>次に、放送法の一部を改正する法律案について採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対し、六項目から成る附帯決議を行いました。</p> <p>次に、放送施設整備促進臨時措置法案について採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>なお、本法律案に対し、二項目から成る附帯決議を行いました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p>	<p>○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。 ○議長(斎藤十朗君) これまでに投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。 〔投票終了〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。 〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>投票総数 反対 賛成 一百三十七 一百三十一 一百三十七 一百三十一</p> <p>よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 日程第五 海洋法の一部を改正する法律案 日程第六 環境事業団法の一部を改正する法律案 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。</p>
	<p>○議長(斎藤十朗君) これまでに投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。 〔投票終了〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。 投票総数 反対 賛成 一百三十七 一百三十一 一百三十七 一百三十一</p> <p>よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 日程第五 海洋法の一部を改正する法律案 日程第六 環境事業団法の一部を改正する法律案 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。</p>
	<p>○議長(斎藤十朗君) これまでに投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。 〔投票終了〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。 投票総数 反対 賛成 一百三十七 一百三十一 一百三十七 一百三十一</p> <p>よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 日程第五 海洋法の一部を改正する法律案 日程第六 環境事業団法の一部を改正する法律案 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。</p>
	<p>○議長(斎藤十朗君) これまでに投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。 〔投票終了〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。 投票総数 反対 賛成 一百三十七 一百三十一 一百三十七 一百三十一</p> <p>よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 日程第五 海洋法の一部を改正する法律案 日程第六 環境事業団法の一部を改正する法律案 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。</p>

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

次に、鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する法律案は、地域的に著しく増加し、または減少した鳥獣について長期的な観点から当該鳥獣の保護繁殖を図るとともに、狩猟者の減少防止に資するため、特定の鳥獣の保護管理に関する計画制度の創設及び狩猟免許制度の改善の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人からの意見聴取を行うとともに、本法律案の背景と必要性、地方公共団体における野生鳥獣保護管理の体制整備のおくれ、鳥獣による農作物等の被害対策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了した後、本法律案に対し、自由民主党、公明党及び自由党を代表して福本理事より附則に検討条項を設けることを内容とする修正案が提出されました。

修正案に対する質疑が行われた後、討論に入り、日本共産党を代表して緒方理事より原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもつて修正案すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、海岸法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたしました。(投票開始)

投票終了。――これにて投票を終了いたしました。
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票終了。――これにて投票を終了いたしました。
○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたしました。

投票終了。――これにて投票を終了いたしました。
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。まず、本法律案に対し附帯決議が付されてしまいました。

投票終了。――これにて投票を終了いたしました。
○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたしました。

官報 (号外)

以上両案を一括して議題となりました。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長荒木清寛君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔荒木清寛君登壇、拍手〕

○荒木清寛君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、外国人登録法の一部を改正する法律案は、永住者及び特別永住者以外の外国人についても、指紋押捺制度を廃止し、署名及び家族事項の登録をもってこれにかかるものであります。あわせて、登録原票についてその保管に関する規定の整備及び一定範囲の開示制度の新設等を行おうとするものであります。

次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は、不法入国または不法上陸後本邦に

不法に在留する行為に対する罰則を新設するとともに、退去強制処分を受けた外国人に対する上陸拒否期間及び正規在留者に対する再入国許可の有効期間を伸長しようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を便宜一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、外国人登録証の常時携帯義務制度及びその違反者に対する罰則のあり方、指紋押捺拒否により不利益処分を受けた外国人に対する救済措置、新設される不法在留罪と既存の不法人国罪との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局した後、自由民主党・民主党・新緑風会・公明党及び自由党を代表して服部三男雄理事より、外国人登録法の一部を改正する法律案に對して、特別永住者が外国人登録証明書の常時携帯義務に違反した場合の罰則を二十万円以下の罰金から十万円以下の過料に改めること等を内容とする修正案が提出されました。

修正案に対する質疑が行われた後、討論に入り

ましたところ、日本共産党を代表して橋本敦委員及び社会民主党・護憲連合を代表して福島瑞穂委員から、修正案及び外国人登録法の一部を改正する法律案に賛成、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案に反対、中村敦夫委員から修正案を含む両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、外国人登録法の一部を改正する法律案は多数をもって修正議決すべきものと、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものとそれぞれ決定いたしました。

なお、両法律案に對して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君)　これより採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君)　間もなく投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君)　採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございま

す。

本案を委員長報告のとおり修正議決することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君)　これより採決をいたしました。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君)　これより採決をいたしました。

○議長(斎藤十朗君)　間もなく投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君)　投票の結果を報告いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君)　投票の結果を報告いたしま

す。

○議長(斎藤十朗君)　次に、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君)　投票の結果を報告いたしました。

○議長(斎藤十朗君)　間もなく投票を終了いたしました。

○議長(斎藤十朗君)　投票をいたします。

○議長(斎藤十朗君)　投票をいたしました。

○議長(斎藤十朗君)　三百三十九

○議長(斎藤十朗君)　一百一

○議長(斎藤十朗君)　三十七

○議長(斎藤十朗君)　三百三十九

○議長(斎藤十朗君)　一百一

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分から合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現が緊要な課題となつております。

このような状況にかんがみ、本法案は、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることもに、施策の基本となる事項を定めようとするものであります。

委員会におきましては、川橋幸子さん外二名発議の男女共同参画基本法案と一括して審査し、男女共同参画社会の意義と法制定の効果、民主党・新緑風会の対案の提出理由、男女共同参画基本計画の内容、苦情処理及び被害者救済体制の充実等について質疑を行い、また、参考人からの意見聽取を行いましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

なお、民主党・新緑風会提出の男女共同参画基本法案は、去る五月二十日、撤回されました。質疑を終わりましたところ、日本共産党を代表して阿部委員より、題名、目的の修正等を内容とする修正案が、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党の四会派を代表して海老原理事より、本法制定の趣旨等をより明確にする前文規定を加える修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、阿部委員提出の修正案が否決された後、海老原理事提出の修正案は多数をもつて可決、この修正部分を除く原案は全会一致をもつて可決され、本法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に對し、附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

報 (号外)

一、開会の日 平成十一年五月十八日
右のとおり議決した。よって参議院規

右のとおり議決した。よつて參議院規則第六十
二条により承認を求めます。

平成十一年五月十四日

田米詩集卷之二

日本防衛協力のための指
針に関する特別委員長 井上
吉夫 参議院議長 斎藤 十朗殿

日議員から次の質問主意書が提出された。

公用文における外来語の多用に関する質問

書(福本潤一君提出)

日内閣から次の答弁書を受領した。

參議院議員福本潤一君提出中央省廳等改革

答弁書

答弁書

日本政府は、概算計算委員会委員に鉄道省の意見を内閣に通知した。

日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に付託する。

七二〇

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部

止する法律

電気事業法及びガス事業法の一部を改正する

律

鉄道事業法の一部を改正する法律

道路運送法の一部を改正する法律

漁船損害等補償法の一部を改正する法律

打續的看死と直破保注

議決した次の件を内閣に送付した旨の通知

領した。

標章の国際登録に関するマドリッド協定の

百八十九年六月二十七日にマドリッドで採択された議定書の締結について承認を求めるの件
去る十七日議長において、次のとおり常任委員の

総務委員	辞任	真鍋 賢一君 〔書の規定によるもの〕	清木嘉与子君 〔国会法第41条第2項によるもの〕	補欠
法務委員	辞任	阿部 正俊君 〔有馬 朗人君〕	佐々木知子君 〔阿南 一成君〕	補欠
外交・防衛委員	辞任	佐々木知子君 〔阿南 一成君〕	〔国会法第41条第2項によるもの〕	補欠
財政・金融委員	辞任	阿部 正俊君 〔月原 茂皓君〕	〔国会法第41条第2項によるもの〕	補欠
農林水産委員	辞任	村沢 牧君 〔入澤 鞍君〕	三重野栄子君 〔日笠 勝之君〕	補欠
労働・社会政策委員	辞任	但馬 久美君 〔村沢 牧君〕	三重野栄子君 〔日笠 勝之君〕	補欠
経済・産業委員	辞任	三重野栄子君 〔同上〕	〔同上〕	補欠
倉田 寛之君	補欠	木俣 佳文君 〔同上〕	〔同上〕	補欠
國土・環境委員	辞任	清水嘉与子君 〔直嶋 正行君〕	竹内 春久君 〔阿南 一成君〕	補欠
決算委員	辞任	有馬 朗人君 〔佐藤 泰介君〕	竹内 春久君 〔谷林 正昭君〕	補欠
行政監視委員	辞任	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日米防衛協力のための指針に関する特別委員	辞任	佐藤 泰介君 〔千葉 景子君〕	内藤 正光君 〔寺崎 昭久君〕	佐藤 泰介君 〔千葉 景子君〕
審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。	同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
第三七号)	第三七号)	第三七号)	第三七号)	第三七号)
森林開発公団法の一部を改正する法律案(閣法	決算委員会	理事 鶴保 庸介君 (鶴保庸介君の補欠) 〔同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。〕	竹山 裕君 〔佐々木知子君〕	内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
阿部 正俊君	外交・防衛委員	阿部 正俊君 〔竹山 裕君〕	竹山 裕君 〔佐々木知子君〕	内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
佐々木知子君	補欠	保坂 三藏君 〔竹山 裕君〕	保坂 三藏君 〔竹山 裕君〕	内閣官房内閣外政審議室長事務代理兼内閣総理大臣官房外政審議室長事務代理竹内春久君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

官報(号外)

財政・金融委員 辞任 菅川 健二君	補欠 高橋紀世子君	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
労働・社会政策委員 辞任 齊藤 滋宣君	補欠 阿部 正俊君	法律案(清水澄子君外六名発議) 化学物質に係る環境リスク対策の促進に関する法律案(清水澄子君外六名発議)
経済・産業委員 辞任 高橋 紀世子君	補欠 菅川 健二君	同日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
国土・環境委員 辞任 倉田 寛之君	補欠 倉田 寛之君	児童の保護等に関する法律案(清水澄子君外六名発議) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案(清水澄子君外六名発議)
決算委員 辞任 有馬 朗人君	補欠 清水嘉与子君	同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。
行政監視委員 辞任 阿南 一成君	補欠 阿南 一成君	住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外一名提出)
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 日本防衛協力のための指針に関する特別委員 同日議長において選任した特別委員は次のとおりである。	同日議長から次の報告書が提出された。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を農林水産委員会に付託した。
日本防衛協力のための指針に関する特別委員 辞任 今泉 昭君	補欠 足立 良平君	第三四号)審査報告書 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第三四号)審査報告書
官 同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 有線ラジオ放送業務の運用に関する法律案(閣法第七〇号)審査報告書 及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)審査報告書 高度デレピジョン放送施設整備促進臨時措置法 放送法の一部を改正する法律案(閣法第九二号)審査報告書 参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に関する再質問に対する答弁書	同日内閣から次の答弁書を受領した。	農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案(閣法第六四号) 同日次の質問主意書を内閣に転送した。 公用文における外来語の多用に関する質問主意書(福本潤一君提出)
総務委員会 理事 入澤 雄君 (入澤雄君の補欠) 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 都市基盤整備公団法案(閣法第三二号)	同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。 同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	同日内閣総理大臣から議長宛、同日国際平和協力本部事務局長茂田宏君の第百四十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。 同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次者を、第百四十五回国会政府委員に任命することを承認した。 同日内閣総理大臣から議長宛、国際平和協力本部事務局長事務代理鳴口武彦君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。 昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
総務委員 辞任 奥村 展三君	補欠 岩本 在太君	同日内閣総理大臣から議長宛、国際平和協力本部事務局長事務代理鳴口武彦君(同日議長承認)を、第百四十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
国土・環境委員 辞任 椎名 素夫君	補欠 田名部匡省君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
外交・防衛委員 辞任 佐々木知子君	補欠 佐々木知子君	日本防衛協力のための指針に関する特別委員 総務委員 辞任 但馬 久美君
文教・科学委員 辞任 佐藤 泰介君	補欠 佐藤 泰介君	足立 良平君 寺崎 昭久君 久保 亘君 郡司 彰君 山下八洲夫君 千葉 景子君 風間 韶君 山本 保君 富樫 練三君 宮本 岳志君 八田ひろ子君 堂本 曜子君 畠野 君枝君 椎名 素夫君 堂本 曜子君 八田ひろ子君 堂本 曜子君 畠野 君枝君 椎名 素夫君 堂本 曜子君
労働・社会政策委員 辞任 久野 恒一君	補欠 久野 恒一君	足立 良平君 寺崎 昭久君 久保 亘君 郡司 彰君 山下八洲夫君 千葉 景子君 風間 韶君 山本 保君 富樫 練三君 宮本 岳志君 八田ひろ子君 堂本 曜子君 畠野 君枝君 椎名 素夫君 堂本 曜子君 八田ひろ子君 堂本 曜子君 畠野 君枝君 椎名 素夫君 堂本 曜子君
交通・情報通信委員 辞任 阿部 正俊君	補欠 阿部 正俊君	足立 良平君 寺崎 昭久君 久保 亘君 郡司 彰君 山下八洲夫君 千葉 景子君 風間 韶君 山本 保君 富樫 練三君 宮本 岳志君 八田ひろ子君 堂本 曜子君 畠野 君枝君 椎名 素夫君 堂本 曜子君 八田ひろ子君 堂本 曜子君 畠野 君枝君 椎名 素夫君 堂本 曜子君
同日議長において選任した理事は次のとおりである。	同日内閣から、議員友部達夫君について勾留期間が更新された旨の通知書を受領した。	足立 良平君 寺崎 昭久君 久保 亘君 郡司 彰君 山下八洲夫君 千葉 景子君 風間 韶君 山本 保君 富樫 練三君 宮本 岳志君 八田ひろ子君 堂本 曜子君 畠野 君枝君 椎名 素夫君 堂本 曜子君 八田ひろ子君 堂本 曜子君 畠野 君枝君 椎名 素夫君 堂本 曜子君

総務委員 辞任	井上 美代君 吉川 春子君	井上 美代君 吉川 春子君	労働・社会政策委員会 理事 足立 良平君 (笛野貞子君の補欠)
真鍋 賢二君 (国会法第四十二号) 書の規定によるもの の規定によるもの	清木嘉与子君 (国会法第四十二号) 書の規定によるもの	清木嘉与子君 (国会法第四十二号) 書の規定によるもの	清木嘉与子君 (国会法第四十二号) 書の規定によるもの
今井 澄君 日笠 勝之君 吉川 春子君	峰崎 直樹君 但馬 久美君 井上 美代君	峰崎 直樹君 但馬 久美君 吉川 春子君	奥村 展三君 椎名 素夫君
法務委員 辞任	久野 恒一君 佐々木知子君 山内 俊夫君 薬科 满治君	阿部 正俊君 有馬 朗人君 竹山 裕君 藤井 俊男君	交通・情報通信委員 辻馬 久美君 内藤 正光君 岩本 庄太君
外交・防衛委員 辞任	藤井 俊男君 有馬 朗人君 竹山 裕君 藤井 俊男君	国士・環境委員 辞任	竹山 裕君 佐藤 泰介君 田名部 匡省君
財政・金融委員 辞任	久野 恒一君 佐々木知子君 峰崎 直樹君 今井 澄君	國土・環境委員 辞任	上野 公成君 北澤 俊美君 椎名 素夫君 奥村 展三君
文教・科学委員 辞任	有馬 朗人君 峰崎 直樹君 今井 澄君	決算委員 辞任	仲道 俊哉君 石田 美栄君 奥村 展三君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 日本防衛協力のための指針に関する特別委員	清水嘉与子君 真鍋 賢二君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を財政・金融委員会に付託した。 日本政策投資銀行法案(閣法第三三二号)	同日議長は、衆議院送付の申出があり、男女共同参画基本法案(川橋幸子君外二名発議)(參第一六号)
同日次の議案は、発議者から撤回の申出があり、総務委員会においてこれを許可した。 男女共同参画基本法案(川橋幸子君外二名発議)(參第一六号)	清水嘉与子君 真鍋 賢二君	同日議長は、衆議院送付の申出があり、財政・金融委員会に付託した。	同日次の議案は、発議者から撤回の申出があり、男女共同参画基本法案(川橋幸子君外二名発議)(參第一六号)
同日、去る十日予備審査のため衆議院に送付した次の議案は、発議者から撤回の申出があり、委員会においてこれを許可した旨同院に通知した。 男女共同参画基本法案(川橋幸子君外二名発議)	都司 彰君 谷林 正昭君 山本 魚住裕一郎君 沢 たまき君 山本 保君 八田ひろ子君 照屋 寛徳君 堂本 晓子君	同日議長から次の報告書が提出された。 海岸法の一部を改正する法律案(閣法第一四号) 審査報告書	同日議長から次の報告書が提出された。 学校教育法等の一部を改正する法律案(閣法第六七号) 審査報告書
同日委員長から次の報告書が提出された。 環境事業団法の一部を改正する法律案(閣法第七五号) 審査報告書	久保 亘君 櫻井 充君 荒木 清寛君 弘友 和夫君 加藤 修一君 小池 晃君 日下部篤代子君 田名部匡省君	財政・金融委員長 勝木 健司 参議院議長 斎藤 十郎殿	財政・金融委員長 勝木 健司 参議院議長 斎藤 十郎殿
本日委員長から次の報告書が提出された。 男女共同参画社会基本法案(閣法第五二号) 審査報告書	要領書	審査報告書	審査報告書
本日委員長から次の報告書が提出された。 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第八〇号) 審査報告書	一、委員会の決定の理由	国民金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第七九号) 審査報告書	外国人登録法の一部を改正する法律案(閣法第七九号) 審査報告書
本日委員長から次の報告書が提出された。 男女共同参画社会基本法案(閣法第五二号) 審査報告書	本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、経済社会情勢の変化に応じた業務の効率化の観点から、国民金融公庫に環境衛生金融公庫を統合してその名称を国民生活金融公庫と改め、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営の安定を図るために資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とする国民大衆が必要とするものを供給させることにより、国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上を図るものであり、妥当な措置と認め	右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。	本日委員長から次の報告書が提出された。 男女共同参画社会基本法案(閣法第五二号) 審査報告書

ある。

同日委員会において選任した理事は次のとおりで
法律案(閣法第五三号)
鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する
法律案(閣法第五三号)
審査報告書阿部 正俊君
阿部 正俊君
久野 恒一君

国民福祉委員会

阿部 正俊君

(外) 報号

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴い、平成十一年度一般会計予算に国民生活金融公庫に対する補給金として、四百一十二億円が計上されている。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、国民生活金融公庫の業務実施に当たっては、民業補完の原則を踏まえつつ、今後の業務の実態に即して、管理運営体制等について適切な見直しを行い、効率的かつ効果的な運営に努めること。

一、国民生活金融公庫に関するリスク管理債権等の情報開示を充実するとともに、政策遂行による効果と費用について、より分かりやすい情報の提供に努めること。

一、国民生活金融公庫の設立後三年を経過した時期に、運営状況を勘案し、融資制度の改善・見直しをはじめ公庫の業務について検討を加え、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。右決議する。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎
參議院議長 斎藤 十朗殿

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国民生活金融公庫法

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に、「第三十条」を「第三十条の二」に、「第四十九条」を「第四十条」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 国民生活金融公庫は、独立して継続が可能な事業について該当事業の経営の安定を図るための資金、環境衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であつて、一般の金融機関からその融通を受けることとする。

第二条中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「公法上の」を削り、後段を削る。

第三条第一項中「大蔵大臣の認可を受けて」を削る。

第四条を次のように改める。

(役員の欠格条項)

第十四条の二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

第十三条第一項中「内閣の承認を得て」を削る。

第十四条の次に次の三條を加える。

(役員の解任)

第十四条の三 大蔵大臣又は総裁は、それぞれそ

の任命に係る役員が前条の規定により役員とな

ること)ができない者に該当するに至ったとき

は、その役員を解任しなければならない。

第五条第一項中「一千億円とする」を「一千四百

十九億千四百万円」とし、政府がその全額を出資す

るに改め、ただし書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第六条第一項中「政令の」を「政令で」に改める。

第八条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に、「又はこれに類する名称を用いることができる」を「用いてはならない」に改める。

第九条中「民法」の下に「明治」十九年法律第八十九号」を「公庫」の下に「ついて」を加える。

第十一条中「総裁、副総裁各一人、理事六人」を「総裁一人、副総裁一人、理事五人」に改める。

第十二条第五項中「大蔵大臣」を「主務大臣」に改める。

第十三条第一項中「内閣の承認を得て」を削る。

第十四条の次に次の二条を加える。

(職員の任命)

第十六条の二 公庫の職員は、総裁が任命する。

第十七条中「常時公庫に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び一月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。(以下同じ。)」を削り、「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五条」を加える。

第十八条中「(役員の給与及び退職手当の支給の基準)」に改め、同条中「役員及び職員に対する」を「その役員の給与及び」に、「設けようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受け」を「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表し」に、「変更しようとするときも、また」を「変更したときも」に改める。

第十九条を次のように改める。

(業務の範囲)

第十八条 公庫は、第一条に規定する目的を達成

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 総裁は、前項の規定によりその任命に係る役員を解任しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

4 大蔵大臣は、公庫の副総裁又は理事が第二項各号の一に該当するに至ったときは、総裁に対しその役員の解任を命ずることができる。

(役員の兼職禁止)

第十四条の四 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、大蔵大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて承認したときは、この限りではない。

第十五条の次に次の二条を加える。

(職員の任命)

第十六条の二 公庫の職員は、総裁が任命する。

第十七条中「常時公庫に勤務して一定の報酬を受ける者であつて、役員及び一月以内の期間を定めて雇用される者以外のものをいう。(以下同じ。)」を削り、「刑法」の下に「明治四十年法律第四十五条」を加える。

第十八条中「(役員の給与及び退職手当の支給の基準)」に改め、同条中「役員及び職員に対する」を「その役員の給与及び」に、「設けようとするときは、あらかじめ大蔵大臣の承認を受け」を「社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表し」に、「変更しようとするときも、また」を「変更したときも」に改める。

第十九条を次のように改める。

(業務の範囲)

第十八条 公庫は、第一条に規定する目的を達成

一 独立して事業を遂行する意思を有し、かつ適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対して、当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金(第三号に規定する資金を除く。)の貸付けを行うこと。

二 教育学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による高等学校、高等専門学校又は大学その他これらに準する教育施設として政令で定めるものにおいて行われる教育をいう。(以下同じ。)を受ける者又はその者の親族に対して、小口の教育資金(教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な資金をいう。以下同じ。)の貸付けを行うこと。

三 次のイからホまでに掲げる者に対し、それぞれ当該イからホまでに定める資金の貸付けを行うこと。

イ 環境衛生関係営業(環境衛生関係の営業として政令で定める営業をいう。以下同じ。)を営む者であつて、政令で定めるもの(口において「環境衛生関係営業者」といふ。)の設置又は整備(当該施設又は設備の設置又は設備の整備に伴つて必要とする施設の設置又は整備を含む。)に要する資金その他当該環境衛生関係営業について衛生水準を高めるため及び近代化を促進するため必要な資金であつて政令で定めるもの

ロ 環境衛生関係営業者が営む環境衛生関係営業に使用される者であつて、主務省令で定める基準に該当するもの、その者が新たに当該環境衛生関係営業と同一の業種に属する

する営業を営むために必要な施設又は設備の設置に要する資金。

ハ 環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会その他の者であつて、政令で定める事業を行うもの、当該事業を行つたために必要な施設若しくは設備の設置若しくは整備に要する資金又は当該事業を行うのに要する資金であつて、政令で定めるもの

二 環境衛生関係営業に関する技術の改善及び向上のための研究を行う者、当該研究を行つたために必要な施設又は設備の設置又は整備に要する資金

ホ 理容師又は美容師を養成する事業(理容師法(昭和二十一年法律第二百三十四号)又は美容師法(昭和三十二年法律第二百六十三号)の規定により指定を受けて理容師養成施設又は美容師養成施設を開設することをいう。)を行う者、理容師養成施設又は美容師養成施設の整備に要する資金

四 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

第十八条の次に次の二条を加える。

(業務の委託等)

2 公庫は、前項の規定による場合のほか、前条第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 公庫は、年金福祉事業団法第十八条第一項の規定により年金福祉事業団の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。前二項の規定は、この場合について準用する。

第十九条第一項中「定め、大蔵大臣に提出し、その」を「作成し、主務大臣の」に、「また同様」を「同様」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第六十三条の二の規定により郵政大臣があつせんを受けるものからの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を郵政省に委託することができる。

3 公庫は、前二項の規定による場合のほか、前条第一号に掲げる業務のうち、年金福祉事業団に規定する厚生年金保険又は国民年金の被保險者で同項の規定により年金福祉事業団のあつせんを受けるものからの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を年金福祉事業団に委託することができる。

4 公庫は、前三項の規定により金融機関、郵政省又は年金福祉事業団に業務を委託しようとするときは、その金融機関、郵政省又は年金福祉事業団に対して委託業務に関する準則を示さなければならぬ。

5 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、公庫が第一項の規定により当該金融機関に対し委託した業務を受託することができる。

6 第二項の規定により業務の委託を受けた金融機関(以下「受託金融機関」という。)の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 公庫は、年金福祉事業団法第十八条第一項の規定により年金福祉事業団の業務の委託を受けたときは、金融機関に対し、その委託を受けた業務の一部を委託することができる。前二項の規定は、この場合について準用する。

第十九条第一項中「定め、大蔵大臣に提出し、その」を「作成し、主務大臣の」に、「また同様」を「同様」に改め、同条第一項を次のように改める。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

第六十三条の二の規定により郵政大臣があつせんを受けるものからの小口の教育資金の貸付けの申込みの受理及びその者に対する当該教育資金の貸付けに係る貸付金の交付に関する業務を郵政省に委託することができる。

3 公庫は、前二項の規定による場合のほか、前条第一項中「一般会計の」を削り、同条第三項中「及び納付の手続」を「並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計」に改める。

4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する政府からの借入金の借入れの予算で定める限度額及び次条に規定する国民生活債券(以下この項において「債券」という。)の発行の予算で定める限度額の合計額に相当する金額から既に借り入れている借入金の借入れの額及び既に発行している債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十条第一項の規定により定めた短期借入金の借り入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入金をすることができる。

5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。

6 公庫は、第一項及び第四項に規定する場合を除くほか、借入金をしてはならない。

第二十二条の二の次に次の二条を加える。

官報(号外)

(債券の発行)	
第二十二条の三 公庫は、主務大臣の認可を受け て、国民生活債券(以下この条及び次条におい て「債券」という。)を発行することができる。	
2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失 つた者に対し交付するため必要があるときは、 政令で定めるところにより、債券を発行するこ とができる。	
3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の 財産について他の債権者に先立つて自己の債権 の弁済を受ける権利を有する。	
4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による 一般の先取特権に次ぐものとする。	
5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は 一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券 業者に委託することができる。	
6 商法(明治三十一年法律第四百八号)第三百九 条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前 項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又 は証券業者について準用する。	
7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要 な事項は、政令で定める。 (政府保証)	
第二十二条の四 政府は、法人に対する政府の財 政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律 第二十四号)第三条の規定にかかるわらず、国会 の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前 条第一項の規定により発行する債券に係る債務 (国際復興開発銀行等からの外資の受入)に関する 特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第 五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契 約をすることができる債券を除く。次項において 同じ。)について保証することができる。	
2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条 (報告及び検査)	
第三十条の三 この法律における主務大臣は、次 のとおりとする。 一 役員及び職員並びに会計その他管理業務に 関する事項については、大蔵大臣(第三号に 掲げる業務に係る会計に関する事項について は、大蔵大臣及び厚生大臣)	
(余裕金の運用)	
第二项の規定により発行する債券に係る債務に ついて、保証することができる。	
第二十三条を次のように改める。	
第二十三条 公庫は、次の方法によるほか、業務 上の余裕金を運用してはならない。 一 国債、地方債又は政府保証債(その元本の 債券をいう。)の保有	
2 資金運用部への預託	
三 銀行への預金又は郵便貯金	
四 前二号の方法に準ずるものとして主務省令 で定める方法	
2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、 安全かつ効率的に行わなければならない。	
第三十五条第二項中「第四条第一項又は第三項」 を「第十八条第一項又は第三項」に改める。	
第二十七条中「大蔵大臣」を「主務大臣」に改め、 第五章中同条の次に次の二条を加える。 (協議)	
第六章中第三十条の次に次の二条を加える。 (協議)	
第三十条の二 大蔵大臣は、次の場合には、あら かじめ、厚生大臣に協議しなければならない。 一 第十三条第一項の規定による任命をしよう とするとき。	
二 第十三条第一項又は第十四条の三第三項の 認可をしようとするとき。	
三 第十四条の三第一項又は第二項の規定によ る解任をしようとするとき。	
五 第十四条の四ただし書の承認をしようとする とき。	
(主務大臣等)	
第三十条の三 この法律における主務大臣は、次 のとおりとする。	
一 役員及び職員並びに会計その他管理業務に 関する事項については、大蔵大臣(第三号に 掲げる業務に係る会計に関する事項について は、大蔵大臣及び厚生大臣)	
二 第十八条第一号及び第一号に掲げる業務並 びにこれらに附帯する業務に関する事項につ いては、大蔵大臣	
三 第十八条第二号に掲げる業務及びこれに附 帯する業務に関する事項については、大蔵大 臣及び厚生大臣	
二 主務省令は、大蔵省令・厚生省令とする。	
第三十一条を次のように改める。	
第三十二条 第三十一条第一項の規定による報告を せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規 定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避した 場合には、その違反行為をした公庫の役員若し くは職員又は受託金融機関等の役員若しくは職 員は、三十万円以下の罰金に処する。	
第三十二条中「次の」の下に「各号の一に該當 する」を加え、「十万円」を「二十万円」に改め、同条 第一号中「大蔵大臣」の下に「又は主務大臣」を加 え、同条第三号中「第十八条第一項の規定に違反 して生業資金及び教育資金の小口貸付けの」を「第 十八条各号に掲げる」に改め、同条第五号中「大蔵 大臣」を「主務大臣」に改める。	
第三十三条中「国民金融公庫」を「国民生活金融 公庫」に改め、「又はこれに類する名称」を削り、 「五万円」を「十万円」に改める。	
第三十四条 公庫の解散については、別に法律で 定める。	
第三十五条から第四十条まで 削除	
第四十一条の前の見出し及び同条から第四十九 条までを削る。	
附 則	
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施	

行する。ただし、附則第七条及び第八条の規定については、公布の日から施行する。

(国民生活金融公庫への移行)

第二条 この法律による改正前の国民金融公庫法(以下「旧法」という。)第四十一条から第四十三条までの規定により設立された国民金融公庫は、この法律の施行の時において、この法律による改正後の国民生活金融公庫法(以下「新法」という。)の規定による国民生活金融公庫(以下「新公庫」という。)となるものとする。

(環境衛生金融公庫の解散等)

第三条 環境衛生金融公庫は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において新公庫が承継する。

2 環境衛生金融公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度は、環境衛生金融公庫の解散の日前日に終わるものとする。

3 環境衛生金融公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び財産目録については、なお従前の例による。この場合において、附則第十条の規定による廃止前の環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第百三十八号。以下「旧環境衛生金融公庫法」という。)第二十三条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の適用については、同法第七十七条中「翌年度の五月三十一日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成十一年十一月三十日」とする。

4 環境衛生金融公庫の平成十一年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金につ

いては、なお従前の例による。この場合において、旧環境衛生金融公庫法第二十四条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

2 この法律の施行の際国民金融公庫の副総裁、理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際新法第十三条の規定により新公庫の副総裁、理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 第一項の規定により新公庫が環境衛生金融公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際ににおける環境衛生金融公庫に対する政府の出資金に相当する金額は、その承継に際し政府から新公庫に出資されたものとする。この場合において、新公庫は、その額により資本金を増額するものとする。

4 第一項の規定により環境衛生金融公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第五条 前条第一項の規定により新公庫が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に対しても、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

2 前条第一項の規定により新公庫が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日

の属する年の一月一日において環境衛生金融公庫が当該土地を取得した日以後十年を経過したもののについては、土地に対して課する特別土地保有税を課すことができない。

(役員に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ。)の前において国民金融公庫の総裁である

者の任期は、旧法第十四条第一項の規定にかかわらず、その日に満了するものとする。

2 この法律の施行の際国民金融公庫の副総裁、理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際新法第十三条の規定により新公庫の副総裁、理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされた新公庫の副総裁、理事又は監事の任期は、新法第十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の国民金融公庫の副総裁、理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に国民生活金融公庫という名称を使用している者については、新法第八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(業務方法書に関する経過措置)

第七条 国民金融公庫は、施行日までに、この法律の施行に伴い必要となる業務方法書の変更をし、主務大臣の認可を受けなければならない。

この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 前項の場合における主務大臣は、新法第二十条の二の例による。

(罰則の経過措置)

第八条 国民金融公庫は、施行日までに、新法第二十条第一項に規定する事業計画及び資金計画措置

2 前項の場合における主務大臣は、新法第二十条の二の例による。

(罰則の経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十三条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとする。

(恩給法の一部改正)

第十四条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一条第一項ただし書中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

(事業計画及び資金計画の作成等に関する経過措置)

第十六条 国民金融公庫は、施行日までに、新法第二十条第一項に規定する事業計画及び資金計画で施行日から実施するものを作成し、並びに施行日の属する四半期における短期借入金の借入額を定め、主務大臣の認可を受けな

ればならない。この場合において、その認可の効力は、施行日から生ずるものとする。

2 前項の場合における主務大臣は、新法第二十条の二の例による。

(旧法による認可等の効力)

第九条 この附則に別段の定めがあるものを除き、旧法の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(旧法による認可等の効力)

2 前項の場合における主務大臣は、新法第二十条の二の例による。

(環境衛生金融公庫法の廃止)

第十条 環境衛生金融公庫法は、廃止する。

(環境衛生金融公庫法の廃止に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定の施行前に旧環境衛生金融公庫法第十二条を除く。の規定によりした処分、手続その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

(環境衛生金融公庫法の廃止)

第十三条 前条の規定の施行前に旧環境衛生金融公庫法第十二条を除く。の規定によりした処分、手續その他の行為は、新法中の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

(恩給法の一部改正)

第十四条 第一条第一項ただし書中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

第十五条 郵便貯金法(昭和二十一年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号外)

第七条第一項第六号中「国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項」を「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一号」に、「教育資金の小口貸付け」を「小口の教育資金の貸付け」に改める。	(中小企業等協同組合法の一部改正)
第六十三条の二中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に、「国民金融公庫法第十八条第一項」を「国民生活金融公庫法第十八条第一号」に、「教育資金の小口貸付け」を「小口の教育資金の貸付け」に改める。	(法律の一部改正)
第十六条 郵便法(昭和二十一年法律第一百六十五号)の一部を次のように改正する。	(郵便法の一部改正)
第十九条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	(郵便振替法の一部改正)
第十七条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。	(郵便振替法の一部改正)
第六十三条の二中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(国家公務員共済組合法の一 部改正)
第十八条 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。	(国家公務員共済組合法の一 部改正)
第二十条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	(郵便振替法の一部改正)
第二十一条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	(公職選挙法の一部改正)
第二十二条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	(公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。)
第二十三条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。)
第二十四条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	(資産再評価法の一部改正)
第二十五条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(資産再評価法(昭和二十五年法律第一百号)の一部を次のように改正する。)
第二十六条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)
第二十七条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)
第二十八条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	(公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正)
第二十九条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第三十条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第一百一十七号)の一部を次のように改正する。)
第三十一条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部改正)
第三十二条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律(昭和二十七年法律第一百四十五号)の一部を次のように改正する。)
第三十三条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(第十一条ただし書中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。)
第三十四条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(信用保証協会法の一部改正)
第三十五条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(信用保証協会法(昭和二十八年法律第一百九十六号)の一部を次のように改正する。)
第三十六条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(国民生活金融公庫法の一部改正)
第三十七条 第二項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	(国民生活金融公庫法(昭和二十九年法律第一百九十一号)の一部を次のように改正する。)

(労働金庫法の一部改正) 第三十三条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七号)の一部を次のように改訂する。 第五十八条第二項第十三号及び第五十八条の二第一項第一号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
第三十四条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改訂する。 題名中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
第十一条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、同条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
法第五条第三項(政府の出資金の使用)を「国民生活金融公庫法」に、「同条第一項」を「同条」に、「小口貸付け以外の小口貸付け」を「貸付け以外の貸付け」に改め、同条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正) 第三十五条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八八十九号)の一部を次のように改訂する。 第十条の二第八項第三号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
(地方財政再建促進特別措置法の一部改正) 第三十六条 地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第二百九十五号)の一部を次のように改訂する。	
第二十四条第一項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。	
第三十七条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第二百七号)の一部を次のように改訂する。	
第五十五条第一項ただし書中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
(公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正) 第三十八条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第二百四十三号)の一部を次のように改訂する。	
第四十九条ただし書中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
(電話加入権質に関する臨時特例法の一部改正) 第四十三条 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第二百三十八号)の一部を次のように改訂する。	
第二条中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
(年金福祉事業団法の一部改正) 第四十四条 年金福祉事業団法(昭和三十六年法律第二百八十号)の一部を次のように改訂する。	
第十七条第三項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に、「国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項」を「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一号」に、「教育資金の小口貸付け」を「小口の教育資金の貸付け」に、「について国民生活金融公庫」に改める。	
(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正) 第四十条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改訂する。	
第六条第一項ただし書中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
(奄美群島振興開発特別措置法の一部改正) 第三十五条 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第八八十九号)の一部を次のように改訂する。 第十条の二第八項第三号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
(地方法規の一部改正) 第四十七条 地方法規の一部を次のように改訂する。 第十八条第一項第一号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「国民金融公庫法(昭和四十七年法律第二百二十一号)」の一部を次のように改訂する。	
第六十二条第一項ただし書中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「国民金融公庫法(昭和四十八年法律第三十一号)」の一部を次のように改訂する。	
(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正) 第十九条第一項第一号中「生産資金の小口貸付け」を「小口の事業資金の貸付け」に、「教育資金の小口貸付け」を「小口の事業資金の貸付け」に、「教育資金の小口貸付け」を「小口の教育資金の貸付け」に、「について国民生活金融公庫」に改める。	
(沖縄振興開発金融公庫法の一部改正) 第十八条第五項中「国民金融公庫法第四条第三項」を「国民生活金融公庫法第十八条第一項」に、「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。	
(証人等の被害についての給付に関する法律の一部改正) 第四十一条 証人等の被害についての給付に関する法律(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一号に規定する小口の事業資金をいう。	

官 報 (号外)

「の二 小口の教育資金 国民生活金融公庫 法第十八条第二号に規定する小口の教育資金をいう。」
 第十九条第二項第一号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、同項第五号中「環境衛生金融公庫法(昭和四十二年法律第百三十八号)第一項」を「国民生活金融公庫法第十八条第三号イ」に改め、同条第五項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

第二十条第一項及び第三項中「教育資金の小口貸付けの業務」を「小口の教育資金の貸付けの業務」に、「当該教育資金の小口貸付け」を「当該小口の教育資金の貸付け」に改める。
 (水銀等による水産動植物の汚染に係る被害業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の一部改正)
 第四十九条 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和四十八年法律第百四号)の一部を次のように改訂する。
 第一条第五項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。
 (水銀等による水産動植物の汚染に係る被害業者等に対する資金の融通に関する特別措置法の一部改正)
 第四十九条 水銀等による水産動植物の汚染に係る被害業者等に対する資金の融通に関する特別措置法(昭和四十八年法律第百四号)の一部を次のように改訂する。

第三号の一部を次のように改訂する。
 別表第一中環境衛生金融公庫の項を削り、国民金融公庫の項を次のように改める。

国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和十四年法律第四十九号)
----------	-------------------------

 第五十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改訂する。
 别表第一第一号の表中環境衛生金融公庫の項及び国民金融公庫の項を削り、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会の項の次に次のように加える。

国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和十四年法律第四十九号)
----------	-------------------------

 第五十三条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改訂する。
 别表第一第一号の表中環境衛生金融公庫の項を削り、国民金融公庫の項を次のように改めよう。改訂する。

国民生活金融公庫	国民生活金融公庫法(昭和十四年法律第四十九号)
----------	-------------------------

第七十二条の四第一項第一号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。
 第七百一条の四十一第一項の表の第九号中「国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項」を「国民生活金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)第十八条第一項」に改める。
 第六十九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改訂する。
 第四十一条第八十九号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「環境衛生金融公庫」を削る。
 第六十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改訂する。
 第五十二条厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改訂する。
 第五十五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改訂する。
 第五十六条 登録免許税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改訂する。
 第五十七条 登録免許税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改訂する。
 第五十八条 登録免許税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改訂する。
 第五十九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改訂する。
 第六十一条 郵政省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改訂する。
 第六十二条 郵政省設置法(昭和二十四年法律第一百四十四号)の一部を次のように改訂する。
 第六十三条 第二項第一号及び第四条第四十二号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「国民金融公庫」を削る。
 第六十四条 第二項第一号及び第四条第四十二号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「国民金融公庫」を削る。
 第六十五条 第二項第一号及び第四条第四十二号中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改め、「国民金融公庫」を削る。

審査報告書

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月十八日

交通・情報通信委員長 小林 元

参議院議長 斎藤 十郎殿

官 報 (号)

一、委員会の決定の理由

本法律案は、有線放送の分野における規制の合理化を図るため、有線放送の業務を行う者の地位の承継に係る規定を整備するとともに、有線テレビジョン放送施設の設置の許可について外団人等であることを欠格事由としないこととする等の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。
有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。
平成十一年五月七日

参議院議長 斎藤 十郎殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案
第一條 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。
第六条の次に次の一条を加える。
(承継)
第六条の二 第三条の規定による届出をした者がその届出に係る業務を行う事業の全部を譲り渡し、又は同条の規定による届出をした者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が一人以上ある場合においては、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは合併によつて新設された法人は、当該届出をした者のこの法律の規定による地位を承継する。

(有線ラジオ放送法の一部改正)
第一條 有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の二 第三条の規定による届出をした者がその届出に係る業務を行う事業の全部を譲り渡し、又は同条の規定による届出をした者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が一人以上ある場合においては、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは合併によつて新設された法人は、当該届出をした者のこの法律の規定による地位を承継する。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)
第二條 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の二 第三条の規定による届出をした者がその届出に係る業務を行う事業の全部を譲り渡し、又は同条の規定による届出をした者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が一人以上ある場合においては、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは合併によつて新設された法人は、当該届出をした者のこの法律の規定による地位を承継する。

(有線テレビジョン放送法の一部改正)
第二條 有線テレビジョン放送法(昭和四十七年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第六条の二 第三条の規定による届出をした者がその届出に係る業務を行う事業の全部を譲り渡し、又は同条の規定による届出をした者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が一人以上ある場合においては、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは合併によつて新設された法人は、当該届出をした者のこの法律の規定による地位を承継する。

第十四条中「三万円」を「三十万円」に改める。
第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。
第十六条 第六条の一第二項又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

第十四条中「三万円」を「三十万円」に改める。
第十五条を削り、第十六条を第十五条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十六条 第六条の一第二項又は第七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の過料に処する。

の認可について準用する。

(相続)
第十一条の三 有線テレビジョン放送施設者が死亡したときは、その相続人(相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者は、被相続人の有線テレビジョン放送施設者の地位を承継する。

3 第一条第一項及び第五条の規定は、前二項

2 前項の規定により第十二条の規定による届出による届出の認可について準用する。

出をした有線テレビジョン放送事業者の地位を承継した者は、通常なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

第二十五条第一項第一号中「第五条各号(第五号を除く。)のいずれか」を「第五条第一号又は第三号」に改める。

第二十八条中「第七章」の下に「及び第一百五十二条」を加える。

第三十一条中「第十一條」の下に「、第十七条」を加える。

第二十九条中「第二項」を加える。

第二十八条中「第七章」の下に「及び第一百五十二条」を加える。

第二十九条中「第二項」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。
(有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の有線ラジオ放送業務の規正に関する法律第六条の二の規定は、有線ラジオ放送の業務を行う者に係る同法第三条の規定による届出に係る業務を行う事業の全部の譲渡又は相続若しくは合併がこの法律の施行の日以後にある場合について適用し、有線テレビジョン放送事業者に係る同法の規定による届出に係る業務を行つ事業の全部の譲渡又は相続若しくは合併が同日前にあつた場合は、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正後の有線テレビジョン放送法の一部改正に伴う経過措置

(有線テレビジョン放送法の一部改正に伴う経過措置)

交通・情報通信委員長 小林 元
参議院議長 斎藤 十朗殿

放送法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決したたた。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月十八日

審査報告書

二、地上放送のデジタル化の意義、国民生活・經濟・社会への影響等をすみやかに国民に明らかにしその周知を図ること。また、國民の要望及び放送事業者の意見を十分に踏まえた計画を策定し、その実施に当たっては、視聽者の理解が得られるよう努めること。

三、地上放送のデジタル化によって、地域的、経済的な情報格差が生じないように十分に配意するとともに、高齢者、視聽覚障害者等の社会的弱者の情報アクセスが一層円滑に行われるよう努めること。

四、地上放送のデジタル化に要する放送事業者の

又は合併がこの法律の施行の日以後にある場合

について適用し、有線テレビジョン放送施設者に係る同項の許可に係る有線テレビジョン放送

施設の全部の譲渡し又は合併が同日前にあつた場合については、なお従前の例による。

第二条の規定による改正後の有線テレビジョン放送法第十一条の三の規定は、有線テレビジョン放送施設者に係る相続がこの法律の施行の日以後にある場合について適用し、有線テレビ

ジョン放送施設者に係る相続が同日前にあつた場合については、なお従前の例による。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地上放送の分野においてデジタル信号による送信をするテレビジョン放送等を導入するに際して、映像又は音声と文字、図形等と併せて送る高度かつ多様な放送を行うこと

ができるようにするため、テレビジョン放送等の定義に関する規定を整備する等の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用 本法施行のため、別に費用を要しない。

二、附帯決議 政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

一、放送のデジタル化の推進に当たっては、デジタル技術を活用した高度で多彩な放送により視聴者がその成果を享受できるよう配慮すること。

六、デジタル化によって促進される放送と通信の融合によってもたらされる情報通信産業の新たな展開に対応した行政の役割を検討するとともに、デジタル放送時代を見据え、より一層視聴者の利益を増進するための総合的施策及び法律系の在り方を検討すること。

五、放送のデジタル化の推進に当たり、放送の基本理念に基づき、表現の自由等について十分留意すること。

六、テクノロジーによる放送と通信の融合によつてもたらされる情報通信産業の新たな展開に対応した行政の役割を検討するとともに、デジタル放送時代を見据え、より一層視聴者の利益を増進するための総合的施策及び法律系の在り方を検討すること。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

放送法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成十一年五月七日

参議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

放送法の一部を改正する法律案

放送法の一部を改正する法律案

放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号の四中「又はこれに伴う文字、図形その他の影像若しくは信号を送る放送」を「送

出をした有線テレビジョン放送事業者の地位を承継した者は、通常なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

第二十五条第一項第一号中「第五条各号(第五号を除く。)のいずれか」を「第五条第一号又は第三号」に改める。

第二十八条中「第七章」の下に「及び第一百五十二条」を加える。

第二十九条中「第二項」を加える。

第二十八条中「第七章」の下に「及び第一百五十二条」を加える。

る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るもの)を含む。」に改め、同条第一号の五中「文字、図形その他の影像又は信号を送る放送」を「を送る放送(文字、図形その他の影像又は信号を併せ送るもの)を含む。」に改める。

第九条第一項第一号二を削る。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 日本放送協会は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、改正後の放送法第九条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている改正前の放送法第九条

第一項第一号二に掲げる放送に係る業務を従前の例により引き続き行うことができる。

(罰則に関する経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる業務に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月十八日

交通・情報通信委員長 小林 元

参議院議長 斎藤 十朗殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、デジタル信号による送信をする

テレビジョン放送の早期の普及を図るために、高

度テレビジョン放送施設の整備を促進する措置

として、高度テレビジョン放送施設整備事業の

実施に関する基本的な指針の策定及び実施計画の認定等について定めるとともに、通信・放送

機関の業務に高度テレビジョン放送施設整備事

業の実施を促進するために必要な業務を追加し

ようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実施に努めるべきである。

一、高度テレビジョン放送施設整備事業の実施計

第二条 この法律において「テレビジョン放送」とは、放送法(昭和二十五年法律第百三十号)第一

二条第一号の五に規定するテレビジョン放送であつて、電波法(昭和二十五年法律第百三十号)第五条第四項に規定する人工衛星局により

行われるよう努めること。

二、地上放送のデジタル化に伴う放送事業者の設備投資に対し、一層の支援策を検討するとともに、デジタル化設備投資余力が脆弱な地方放送局に特段の配意を行うこと。

三、高度テレビジョン放送施設整備事業の実施方法に関する事項

四、その他高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に際し配慮すべき重要事項

五、郵政大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画の認定)

第四条 高度テレビジョン放送施設整備事業を実施しようとする者(当該事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該事業の実

施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを郵政大臣に提出して、その実施計

画が適当である旨の認定を受けることができる。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十一年五月七日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法案

号に掲げる設備と一体的に設置されるものに限る。)

3 この法律において「高度テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

第二条 郵政大臣は、デジタル信号による送信をするテレビジョン放送の早期の普及を図るために、高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に關する基本的な指針(以下「基本指針」といふ。)を定めなければならない。

3 この法律において「高度テレビジョン放送施設整備事業」とは、高度テレビジョン放送施設の整備を行う事業をいう。

官 報 (号外)

- 2 実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 高度テレビジョン放送施設整備事業の内容
 - 二 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施方法
 - 三 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施時期
 - 四 高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 3 郵政大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その実施計画が基本指針に照らし適切なものであり、かつ、当該実施計画が確實に実施される見込みがあると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- (実施計画の変更等)
- 第五条 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。)は、当該認定に係る実施計画を変更しようとするときは、郵政大臣の認定を受けなければならない。
- 2 前条第三項の規定は、前項の認定に準用する。

- 第七条 前条の規定により機構の業務が行われるのは、機構法第十七条第二項中「又は」とあるのは「又は兩債務保証業務」と、「に係る」とあるのは「又は高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(以下「高度放送施設整備法」という。)第六条に規定する業務をいう。以下同じ。」に係る」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「兩債務保証業務」と、機構法第二十八条の二第二項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「兩債務保証業務」とあるのは「又は高度放送施設整備法第六条に規定する業務に係る部分を除く。」と、機構法第四十五条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び六条第一号に掲げる業務」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び高度放送施設整備法第六条に規定する業務をいう。以下同じ。)」と、機構法第三十一条、第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第一号中「法律」とあるのは「この法律及び高度放送施設整備法」と、機構法第三十九条第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開發債務保証業務等」と、機構法第二十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び高度放送施設整備法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は高度放送施設整備促進臨時措置法

- 十六号。以下「機構法」という。)第二十八条第一項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」)であるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(研究開発出資業務又は兩債務保証業務に係るもの)を除く。」、第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」)であるのは「又は高度放送施設整備促進臨時措置法(以下「高度放送施設整備法」という。)第六条に規定する業務をいう。以下同じ。」に係る」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「兩債務保証業務」と、機構法第二十八条の二第二項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「兩債務保証業務」とあるのは「又は高度放送施設整備法第六条に規定する業務に係る部分を除く。」と、機構法第四十五条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び六条第一号に掲げる業務」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び高度放送施設整備法第六条に規定する業務をいう。以下同じ。)」と、機構法第三十一条、第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第一号中「法律」とあるのは「この法律及び高度放送施設整備法」と、機構法第三十九条第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開發債務保証業務等」と、機構法第二十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び高度放送施設整備法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は高度放送施設整備促進臨時措置法

- 第十四条 第二十九条第一項第一号中「、第二十八条第二項、第二十九条第一項、第三十一条若しくは第三十五条の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」)であるのは「若しくは第二十九条第一項の規定による認可(研究開発出資業務又は兩債務保証業務に係るもの)を除く。」、第二十八条第二項の規定による認可(研究開発出資業務又は研究開発債務保証業務に係るもの)を除く。」)であるのは「又は高度放送施設整備促進臨時措置法(以下「高度放送施設整備法」という。)第六条に規定する業務をいう。以下同じ。」に係る」と、機構法第十九条第四項、第二十九条、第三十九条及び第四十条第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「兩債務保証業務」と、機構法第二十八条の二第二項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「兩債務保証業務」とあるのは「又は高度放送施設整備法第六条に規定する業務に係る部分を除く。」と、機構法第四十五条第二号中「第八条第一項」とあるのは「第二十八条第一項及び六条第一号に掲げる業務」と、機構法第二十九条の二第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開発債務保証業務等(研究開発債務保証業務及び高度放送施設整備法第六条に規定する業務をいう。以下同じ。)」と、機構法第三十一条、第三十二条、第三十三条の二、第三十五条、第三十八条及び第四十三条第一項第一号中「法律」とあるのは「この法律及び高度放送施設整備法」と、機構法第三十九条第一項中「研究開発債務保証業務」とあるのは「研究開發債務保証業務等」と、機構法第二十八条中「この法律」とあるのは「この法律及び高度放送施設整備法」と、機構法第三十九条、第四十条第一項及び第四十五条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は高度放送施設整備促進臨時措置法
- 第十条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
- (附則)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- (この法律の廃止)
- 第二条 この法律は、平成二十一年十二月三十一日までに廃止するものとする。
- (信用基金の持分の払戻しの禁止の特例)
- 第三条 日本開発銀行(日本政策投資銀行法(平成十一年法律第号)附則第六条第一項に規定により日本政策投資銀行が日本開発銀行の権利及び義務を承継したときは、日本政策投資銀行)以外の出資者は、機構に対し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に係るその持分の払戻しを請求することができる。
- 2 機構は、前項の規定による請求があったときは、機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、機構は、その払戻しをした金額により資本を減少するものとする。

- (通信・放送機構の業務の特例)
- 第六条 通信・放送機構(以下「機構」という。)は、通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四

官報(号外)

- 3 主務大臣は、海岸保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、海岸保全基本方針の変更について準用する。
- (海岸保全基本計画)
- 第二条の三 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画(以下「海岸保全基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し学識経験を有する者の意見を聽かなければならない。
- 3 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聽かなければならぬ。
- 4 都道府県知事は、海岸保全基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項で政令で定めるものについては、関係海岸管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
- 5 関係海岸管理者は、前項の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表することとも、主務大臣に提出しなければならない。
- 7 第二項から前項までの規定は、海岸保全基本

- 計画の変更について準用する。
- 第三条第一項中「この法律の目的を達成するため」を「海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う」に改め、同条第一項中「保全上」を「防護上」に改める。
- 第五条の見出しを「(管理)」に改め、同条第八項中「及び第四項」を並びに第四項及び第六項に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。
- 9 市町村長は、第六項の規定により協議して海岸保全区域の管理を行うときは、主務省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
- 10 第五条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の二項を加える。
- 11 市町村の長は、海岸管理者との協議に基づき、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内に存する海岸保全区域の管理の一部を行うことができる。

- 12 油その他の通常の管理行為による処理が困難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。
- 13 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。
- 14 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行うこと。
- 15 海岸管理者は、前項各号別記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。
- 16 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。
- 17 第八条第一項中「次の各号の一に該当する」を「次に掲げる」に改め、同項第二号中「他の土地に他の施設等」を「公共海岸の土地以外の土地において他の施設等」に改め、「水面若しくは他の土地にある他の施設等」を削り、同項第三号中「掘さく」を「掘削」に改め、同条第二項中「及び第三項」

- 内」に、「基き前条第一項第一号及び第三号」を「つき第八条第一項第一号及び第三号」に改める。
- 第十一條ただし書中「他の土地」を「公共海岸の土地以外の土地」に改める。
- 第一項中「除却」の下に「(第八条の二第一項第三号に規定する放置された物件の除却を含む。)」を加え、同項第一号中「又は第八条第一項」を「第八条第一項又は第八条の二(第一項)」に改め、同項第二号中「附した」を「付した」に改め、同条第三項から第六項までを次のように改める。
- 18 前二項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置をすべき者を確知することができないときは、海岸管理者は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限までに当該措置を行わないとときは、海岸管理者又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。
- 19 海岸管理者は、前項の規定により他の施設等(除却を命じた第一項の物件を含む。以下この条において同じ。)を除却し、又は除却させたときは、当該他の施設等を保管しなければならない。
- 20 海岸管理者は、前項の規定により他の施設等を保管したときは、当該他の施設等の所有者、占有者その他当該他の施設等について権原を有する者(以下この条において「所有者等」という。)に対し当該他の施設等を返還するため、政令で定めるところにより、政令で定める事項を

公示しなければならない。

6 海岸管理者は、第四項の規定により保管した他の施設等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は前項の規定による公示の日から起算して二月を経過してもなお当該他の施設等を返還することができない場合において、政令で定めるところにより評価した当該他の施設等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、当該他の施設等を売却し、その売却した代金を保管することができる。

7 海岸管理者は、前項の規定による他の施設等の売却につき買受人がない場合において、同項に規定する価額が著しく低いときは、当該他の施設等を廃棄することができる。

8 第六項の規定により売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。

9 第三項から第六項までに規定する他の施設等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、当該他の施設等の返還を受けるべき所有者等その他第三項に規定する当該措置を命ずべき者の負担とする。

10 第五項の規定による公示の日から起算して六月を経過してもなお第四項の規定により保管した他の施設等(第六項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。)を返還することができないときは、当該他の施設等の所有者は、主務大臣が保管する他の施設等にあつては、都道府県知事が保管する他の施設等にあつては当該都道府県知事が統括する都道府県、市町村長が保管する他の施設等にあつては

当該市町村長が統括する市町村に帰属する。

第十二条の次に次の二条を加える。

(損失補償)

第十二条の二 海岸管理者は、前条第二項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対する通常生ずべき損失を補償しなければならぬ。

い。

2 前項の規定による損失の補償については、海岸管理者と損失を受けた者が協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合には、海岸管理者は、自己の見積った金額を

損失を受けた者に支払わなければならない。こ

の場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金の支

払を受けた日から三十日以内に収用委員会に上

地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九

十四条の規定による裁決を申請することができる。

4 海岸管理者は、第一項の規定による補償の原

因となつた損失が前条第二項第三号の規定によ

る処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させ

ることができる。

第十三条第三項を削る。

第十四条の見出しを「(技術上の基準)」に改め、

同条第一項及び第三項を次のように改める。

2 海岸保全施設の形状、構造及び位置は、海岸環境の保全、海岸及びその近傍の土地の利用状況並びに船舶の運航及び船舶による衝撃を考慮して定めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、主要な海岸保全

施設の形状、構造及び位置について、海岸の保全上必要とされる技術上の基準は、主務省令で定める。

第十六条の見出し中「施行」を「施行等」に改め、同条第一項中「海岸保全施設に関する工事以外の工事を」を「海岸保全施設等に関する工事以外の工事」に、「海岸保全施設に関する工事の必要を生じさせた行為」を「海岸保全施設等に関する工事若しくは海岸保全施設等の維持(海岸保全区域内の公共海岸の維持を含む。以下この項及び第三十一条第一項において同じ。)の必要を生じさせた行為」に、「必要を生じたその管理する海岸保全施設に関する工事を」を「必要を生じたその管理する海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持」に、「他の行為者」を「他の行為の行為者」に改め、同条第二項中「当該海岸保全施設」を「当該海岸保全施設等」に改める。

第十八条第八項及び第二十一条第四項中「第十一条第四項及び第五項」を「第十一条の二第一項及び第三項」に改める。

第二十三条を次のように改める。

第三十七条の二 国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は、第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、主務大臣が行うものとする。

2 主務大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定により指定された海岸の立

案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

4 第一項の海岸保全区域の指定又は廃止は、主務大臣が行うものとする。

5 第一項の規定により海岸保全区域を管理するためには、主務大臣が行うものとする。

6 第二十五条に次のように改める。

ただし、第五条第六項の規定により市町村長が行う海岸保全区域の管理に要する費用は、當該市町村長が統括する市町村の負担とする。

第二十五条に次のだし書を加える。

ただし、第五条第六項の規定により市町村長

が行う海岸保全区域の管理に要する費用は、當

第三十一条第一項中「海岸保全施設」を「海岸保全施設等」に改め、「関する工事」の下に「又は海岸保全施設等の維持」を加え、同条第二項中「当該海

岸保全施設」を「当該海岸保全施設等」に改める。

第三十四条中「前二条」を「第十二条及び前二条」

に改める。

第三十五条第一項中「基く」を「基づく」に改め、「並びに」の下に「第十二条第九項、」を加える。

第二十六条に次のただし書きを加える。

ただし、第五条第六項の規定により市町村長が行う海岸保全区域の管理に係るものは当該市町村長が統括する市町村に、主務大臣が第六条第一項の規定に基づき工事を施行する場合における第十二条第九項の規定に基づく負担金で主務大臣が負担させるものは国に帰属する。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 海岸保全区域に関する管理等の特例

(主務大臣による管理)

第三十七条の二 国土保全上極めて重要であり、かつ、地理的条件及び社会的状況により都道府

県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸で政令で指定したものに係る海岸保全区域の管理は、第五条第一項から第四項までの規定にかかわらず、主務大臣が行うものとする。

2 主務大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立

案をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。

3 第一項の規定により海岸保全区域の指定又は廃止は、主務大臣が行うものとする。

4 第一項の海岸保全区域の指定又は廃止の費用は、第二十五条の規定にかかわらず、国が負担するものとする。

5 第一項の規定により海岸保全区域を管理するためには、主務大臣が行うものとする。

6 第二十五条に次のだし書を加える。

ただし、第五条第六項の規定により市町村長

が行う海岸保全区域の管理に要する費用は、當該市町村長が統括する市町村の負担とする。

第二十五条に次のだし書を加える。

ただし、第五条第六項の規定により市町村長

が行う海岸保全区域の管理に要する費用は、當該市町村長が統括する市町村の負担とする。

官 報 (号 外)

条の規定の適用については、第三条第四項中「都道府県知事」とあるのは「主務大臣」と、第三十二条第一項及び第三十八条中「当該海岸管理者の属する地方公共団体」とあるのは「国」と、第三十三条第二項中「海岸管理者の属する地方公共団体の条例」とあるのは「政令」とする。

第三章の三 一般公共海岸区域に関する管理及び費用

(管理)

第三十七条の三 一般公共海岸区域の管理は、当該一般公共海岸区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、海岸保全区域、港湾区域又は漁港区域(以下「一般公共海岸区域」という。)に接する一般公共海岸区域のうち、特定区域を管理する海岸管理者、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長(以下この条及び第四十条において「特定区域の管理者」という。)が管理することが適当であると認められ、かつ、都道府県知事と当該特定区域の管理者とが協議して定める区域内については、当該特定区域の管理者がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、市町村の長は、都道府県知事(前項の規定により特定区域の管理者が管理する一般公共海岸区域にあつては、都道府県知事及び当該特定区域の管理者)との協議に基づき、当該市町村の区域に存する一般公共海岸区域の管理を行なうことができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、第二項の規定により協議して区域を定めるとき、又は前項の規定により協議して一般公共海岸区域の管理を

行うときは、主務省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

5 第二項及び第三項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

第三十七条の四 海岸区域(水面を除く。)内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用し

(一般公共海岸区域の占用)

第三十七条の四 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域(水面を除く。)内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

第三十七条の五 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるとこりにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

(一般公共海岸区域における行為の制限)

第三十七条の五 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるとこりにより、海岸管理者の許可を受けること

2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

(経過措置)

第三十七条の七 一般公共海岸区域に新たに該当することとなつた際に当該一般公共海岸区域内において権原に基づき施設又は工作物を設置(工事中の場合を含む。)している者は、從前と同様の条件により、当該施設又は工作物の設置について第三十七条の四又は第三十七条の五の規定による許可を受けたものとみなす。一般公共海岸区域に新たに該当することとなつた際に当該一般公共海岸区域内において権原に基づき同条第一号及び第三号に掲げる行為を行つている者についても、同様とする。

1 前二項の条件は、許可又は承認を受けた者に対する許可等の条件

(許可等の条件)

第三十八条の二 海岸管理者は、この法律の規定による許可又は承認には、海岸の保全上必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認を受けた者に対する不當な義務を課すこととなるものであつてはならない。

3 第二十九条の二「第一項第一号中「若しくは第八条第一項」を、第八条第一項、第三十七条の四若しくは第三十七条の五に改め、同項第一号中「第二項」の下に「(第三十七条の八において準用する場合を含む。)」を加える。

4 第四十一条第一項第五号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、同号を同項第六号としてはならない。

5 一般公共海岸区域のうち、第三十七条の三

難なものとして主務省令で定めるものにより海岸を汚損すること。

三 自動車、船舶その他の物件で海岸管理者が指定したものを入れ、又は放置すること。

四 その他海岸の保全に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるものを行なうこと。

5 第二項及び第三項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

第三章の三 一般公共海岸区域に関する管理及び費用

(管理)

第三十七条の三 一般公共海岸区域の管理は、当該一般公共海岸区域の存する地域を統括する都道府県知事が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、海岸保全区域、港湾区域又は漁港区域(以下「一般公共海岸区域」という。)に接する一般公共海岸区域のうち、特定区域を管理する海岸管理者、港湾管理者の長又は漁港管理者である地方公共団体の長(以下この条及び第四十条において「特定区域の管理者」という。)が管理することが適當であると認められ、かつ、都道府県知事と当該特定区域の管理者とが協議して定める区域内については、当該特定区域の管理者がその管理を行うものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、市町村の長は、都道府県知事(前項の規定により特定区域の管理者が管理する一般公共海岸区域にあつては、都道府県知事及び当該特定区域の管理者)との協議に基づき、当該市町村の区域に存する一般公共海岸区域の管理を行なうことができる。

4 都道府県知事又は市町村長は、第二項の規定により協議して区域を定めるとき、又は前項の規定により協議して一般公共海岸区域の管理を

行うときは、主務省令で定めるところにより、これを公示しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

5 第二項及び第三項に規定する協議は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

第三十七条の四 海岸区域(水面を除く。)内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用し

(一般公共海岸区域の占用)

第三十七条の四 海岸管理者以外の者が一般公共海岸区域(水面を除く。)内において、施設又は工作物を設けて当該一般公共海岸区域を占用しようとするときは、主務省令で定めるところにより、海岸管理者の許可を受けなければならない。

第三十七条の五 一般公共海岸区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、主務省令で定めるとこりにより、海岸管理者の許可を受けること

2 海岸管理者は、前項各号列記以外の部分の規定又は同項第三号の規定による指定をするときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

3 前項の指定又はその廃止は、同項の公示によつてその効力を生ずる。

(経過措置)

第三十七条の七 一般公共海岸区域に新たに該当することとなつた際に当該一般公共海岸区域内において権原に基づき施設又は工作物を設置(工事中の場合を含む。)している者は、從前と同様の条件により、当該施設又は工作物の設置について第三十七条の四又は第三十七条の五の規定による許可を受けたものとみなす。一般公共海岸区域に新たに該当することとなつた際に当該一般公共海岸区域内において権原に基づき同条第一号及び第三号に掲げる行為を行つている者についても、同様とする。

1 前二項の条件は、許可又は承認を受けた者に対する許可等の条件

(許可等の条件)

第三十八条の二 海岸管理者は、この法律の規定による許可又は承認には、海岸の保全上必要な条件を付することができる。

2 前項の条件は、許可又は承認を受けた者に対する不當な義務を課すこととなるものであつてはならない。

3 第二十九条の二「第一項第一号中「若しくは第八条第一項」を、第八条第一項、第三十七条の四若しくは第三十七条の五に改め、同項第一号中「第二項」の下に「(第三十七条の八において準用する場合を含む。)」を加える。

4 第四十一条第一項第五号中「海岸保全区域」を「海岸保全区域等」に改め、同号を同項第六号としてはならない。

5 一般公共海岸区域のうち、第三十七条の三

第二項の規定により特定区域の管理者が管理するものに関する事項については、前各号の規定により特定区域に関する事項を所掌する大臣

第四章中第四十条の二の次に次の二条を加える。

(経過措置)

第四十条の三 この法律の規定に基づき政令又は主務省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は主務省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第四十一条中「第七条第一項又は第八条第一項の規定に違反した」を「次の各号の一に該当する」に、「十万円」を「五十万円」に改め、同条に次の各号を加える。

一 第七条第一項の規定に違反して海岸保全区域を占用した者

二 第八条第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者

三 第八条の二第一項の規定に違反して海岸管理者が管理する海岸保全施設を損傷し、又は汚損した者

第四十二条中「五万円」を「三十万円」に改め、第三号を第四号とし、第一号を第三号とし、同条第三条(一般公共海岸区域に関する経過措置)

一号中「第十八条第六項」の下に「(第三十七条の八において準用する場合を含む。)」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 第八条の二第一項の規定に違反して同項各号の一に該当する行為をした者(前条第三号

に掲げる者を除く)。

第四十二条に次の三号を加える。

五 第三十七条の四の規定に違反して一般公共海岸区域を占用した者

六 第三十七条の五の規定に違反して同条各号の一に該当する行為をした者

七 第三十七条の六第一項の規定に違反して同条各号の一に該当する行為をした者

附 则

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三十七条の二の規定は、

(海岸保全基本計画に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日以後この法律による改正後の海岸法(以下「新法」という)第二条の三の規定に基づき当該海岸保全区域について海岸保全基本計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現にこの法律による改

正前の海岸法第二十三条の規定に基づき当該海岸保全区域について定められている海岸保全施設の整備に関する基本計画を、新法第二条の三

の規定に基づき当該海岸保全区域について定められた海岸保全基本計画とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に一般公共海岸区域に該当する海岸保全区域について定められている海岸保全施設の整備に関する基本計画を、新法第二条の三

の規定に基づき当該海岸保全区域について定められた海岸保全基本計画とみなす。

第六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第四項ただし書中「第二条第一項」を「第一条第三項」に改める。

(電気通信事業法の一部改正)

環境事業団法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十日

参議院議長 斎藤 十朗殿
国土・環境委員長 松谷一郎

法律の施行の際現に一般公共海岸区域内において権原に基づき同条第一号及び第二号に掲げる行為を行っている者についても、同様とする。

第四条 治水特別会計法の一部改正

害復旧を削り、「第九条第一項」の下に「又は海岸法第二十七条の二を、「一級河川」の下に「又は海岸保全区域」を加える。

(治水特別会計法の一部改正)

第一条第一項第二号中「の新設、改良又は災害復旧」を削り、「第二十三条规定の二を、「一級河川」の下に「又は海岸保全区域」を加える。

第五条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「第二十三条规定の二を、「一級河川」の下に「又は海岸保全区域」を加える。」を「第一条の三第一項の海岸保全基本計画」に改める。

(災害対策基本法の一部改正)

第五条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第四号中「第二十三条规定の二を、「一級河川」の下に「又は海岸保全区域」を加える。」を「第一条の三第一項の海岸保全基本計画」に改める。

(海岸保全基本計画の一部改正)

第六条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八十六条第四項ただし書中「第二条第一項」を「第一条第三項」に改める。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、廃棄物、リサイクル、有害物質、地球環境保全対策等、環境政策の今日的な課題に的確に対応し、環境事業団がその期待される役割を積極的に展開し得るよう適切な措置を講ずること。

二、環境事業団の融資業務を引き継ぐ日本政策投資銀行においては、環境対策分野への金融が十分に確保される措置を講ずるとともに、他の分野の政策金融機関においても、循環型社会の形成の視点に立った適切な融資を行う等、環境対

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて最近における地球環境問題等をめぐる情勢に適切に対応するため、環境事業団の業務として、地球温暖化対策の推進に特に資すると認められる緑地を設置し、及び譲渡する業務等を追加するとともに、資金の貸付けに係る業務を廃止する等の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

二、本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて最近における地球環境問題等をめぐる情勢に適切に対応するため、環境事業団の業務として、地球温暖化対策の推進に特に資すると認められる緑地を設置し、及び譲渡する業務等を追加するとともに、資金の貸付けに係る業務を廃止する等の措置を講じようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

官外報号

策の実効が上がるよう努めること。

三、特殊法人の改革が行われているなかで、環境事業団の個別事業の実施に当たっては、将来国民に負担転嫁することとならないよう特に留意するほか、環境事業団が引き続き処理する既往の貸出債権の管理及び回収が今後とも適正に行われるよう適切な措置を講ずること。

四、環境分野については、非営利団体の活動が特に重要であることにかんがみ、その支援の一翼を担う地球環境基金のさらなる充実に努めること。

五、地球温暖化対策緑地の整備に当たっては、最終処分場跡地等並びにそれらの周辺の環境調査を十分に行い、その結果を公表すること。また、地球温暖化対策緑地の整備の際には、緑地整備に限らず太陽光発電施設の設置などの対策も併せて行うことを検討する等、再生可能エネルギーの普及にも資する施策に配慮すること。

右決議する。

環境事業団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月二十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 竹藤十郎殿

環境事業団法の一部を改正する法律案
環境事業団法の一部を改正する法律案

第一条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のよう改定する。

第一条中「提供する業務」を「提供する業務等」に改め、「もつて」の下に「地球環境保全に寄与し」を加える。
 第十八条第一項第二号の次に次の一号を加える。
 (昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設(次号において「一般廃棄物処理施設」という。)を削り、「最終処分場」の下に「当該産業廃棄物の最終処分場が同時に一般廃棄物の最終処分場である場合を含み、「を、「の施設」の下に「(当該施設が同時に一般廃棄物処理施設である場合を含む。)」を、「緑地」の下に「(前号に規定する緑地に該当する緑地を除く。)」を加え、同号の次に次の二号を加える。
 (昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(同号において「一般廃棄物」という。)の最終処分場若しくは同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設(同号において「産業廃棄物」という。)である同法第二条第四項に規定する産業廃棄物(同号において「産業廃棄物」という。)の最終処分場に係る埋立処分が終了した後のその跡地若しくは公害の原因となる物質により土壤が汚染されている区域又は当該跡地若しくは区域と合わせてそれらの周辺において、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百七号)第二条第一項に規定する地球温暖化対策の推進に特に資するとともに、当該跡地又は区域の周辺地域における生活環境の保全に資すると認められる緑地で、都市公園となるべきものを設置し、及び譲渡すること。

六の二 公害を防止するため、その原因となる物質の除去に必要な機材であつて政令で定めるものの貸付けを行うこと。
 第十八条第一項第七号中「提供する」の下に「とともに、国際協力事業団の委託に基づき、開発途上地域からの技術研修員に対し当該技術的知識を習得させるための研修を行う」を加える。
 第十八条第一項第四号の二の業務(廃棄物の処理に関する技術を開発し、その成果を普及する業務)を削り、「(以下この号において「産業廃棄物」という。)」を加える。
 第十八条第一項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号の二を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とし、同一条第一項中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第七号」に改める。

(償還計画)
 第二十七条の二 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、環境庁長官の認可を受けなければならない。
 第三十四条第二項第一号中「又は第二十六条第一項を、第二十六条第一項に、「第六項」を「第六項又は第二十七条の二」に改める。
 第三十五条第一項第三号中「第五号及び第六号」を「及び第五号から第六号の二まで」に改め、同項第四号中「第十八条第一項第三号」の下に「これ」を「同項第四号の二の業務のうち廃棄物の処理に関する技術を開発し、その成果を普及するもの並びにこれらに「同号」を「同条第一項第四号」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の二号を加える。
 第十八条第一項第六号の次に次の二号を加える。
 六 第十八条第一項第四号の二の業務(廃棄物の処理に関する技術を開発し、その成果を普及する業務)を削り、「(以下この号において「産業廃棄物」という。)」を加える。
 第十八条第一項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第六号の二を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号の二を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の二を第四号とし、同一条第一項中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第七号」に改める。

第十九条を削り、第十八条の二中「前条第一

項第七号から第九号まで」を「前条第一項第九号から第十一号まで」に改め、同条を第十九条とする。

第二十一条第一項中「第四号」を「第五号」に、「第五号」を「第七号」に改める。

第二十四条の二及び第二十八条の二中「第十八号」を「第十八号」に改める。

第三十二条第一項中「若しくは受託金融機関」を削り、同項ただし書を削る。

第三十四条第二項第一号中「第十九条第一項、第五号」を削る。

第三十五条第一項第三号中「及び第五号から第六号の二まで」を「第七号及び第八号」に、「第五号」を「第七号」に改め、同項第四号中「第五号の二」を「第四号」に、「同項第四号」を「第三号の二」を「第四号」に、「同項第五号」に改め、同項第五号中「第十八条第一項第五号」を「第十八条第一項第五号」に、「同項第五号」に改め、同項第六号中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第五号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に、「同条第一項第四号」を「第十八号」に改め、同項第七号中「第十八条第一項第七号」を「第十八号」に改め、同項第八号中「第十八号」を「第十八号」に改め、同項第九号及び第九号」を「第十八号」に改め、「第十一号」に改める。

第三十七条中「又は受託金融機関」を削る。

附 則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条並びに次条及び附則第五条の規定

は、平成十一年十月一日から施行する。

(業務に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正前の環境事業団法第十八条第一項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。)であつて、前条ただし書に規定する規定の施行前に環境事業団に対しされた資金の貸付けの申請に係るものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例による

こととされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第三十五条第一項第三号中「及び第五号から第六号の二まで」を「第七号及び第八号」に、「第五号」を「第七号」に改め、同項第四号中「第五号の二」を「第四号」に、「同項第四号」を「第三号の二」を「第四号」に、「同項第五号」に改め、同項第五号中「第十八条第一項第五号」を「第十八条第一項第五号」に、「同項第五号」に改め、同項第六号中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第五号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に、「同条第一項第四号」を「第十八号」に改め、同項第七号中「第十八条第一項第七号」を「第十八号」に改め、同項第八号中「第十八号」を「第十八号」に改め、「第十一号」に改める。

第三十六条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第三号の二」に改め、「あるうに改正する。

第四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の六第一項中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第三号の二」に改め、「あるうに改正する。

第一項第六号中「第十八条第一項第四号」を「第十八条第一項第六号」に改め、同項第七号中「第十八条第一項第七号」を「第十八号」に改め、「第十一号」に改める。

第八条の六第一項中「第十八条第一項第八号」を「第十八号」に改め、「第十一号」に改める。

第五条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一

審査報告書
鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する法律案

要領書
委員会の決定の理由
法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十日

参議院議長 斎藤 十朗殿
国土・環境委員長 松谷蒼一郎

附則第四条を附則第五条とし、附則第三条を附則第四条とする。

附則第一項の前の見出しを削り、同条中「改正後」の鳥獣保護及狩猟二関スル法律(以下「新法」という。)を「新法」に改め、同条を附則第三条とし、同条の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則第一項の次に次の一条を加える。

(検討)
第一項 政府は、この法律の施行後三年を目途として、特定鳥獣保護管理計画に定める特定鳥獣の生息状況及びその個体群の安定的な維持に関する見通し、当該鳥獣による生態系及び農林業に対する被害の状況、特定鳥獣の保護管理に伴い他の野生生物及び自然環境に生ずる影響その他の事情を総合的に勘案して、改正後の鳥獣保護及狩猟二関スル法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、国土全体の健全な生態系を維持回復し、自然と人間との共生を確保する観点から必要があると認めるときには、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、緑の国勢調査その他の自然環境に関する調査を徹底し、国全体の鳥獣の生息状況を適切に把握するとともに、都道府県における調査を支援し、これらの成果を野生鳥獣の保護管理施策に積極的に活用すること。

二、鳥獣の保護繁殖等を担当する人材の確保、資質の向上を図ること。また、野生鳥獣との共存の森づくりに係る事業、鳥獣保護区の適切な設定等を通じ、野生鳥獣の生息しやすい環境整備を進め、野生鳥獣の移動ができる回廊づくりを

積極的に検討するとともに、防護柵の整備等の技術の開発及び普及を図ること。

三、狩猟者が生態系の安定的な維持等に十分な配慮を行うこととなるよう、狩猟者のモラルの向上を図ること。また、狩猟や駆除が、事故、水鳥等の鉛中毒等の悪影響を及ぼさないよう、適切な措置を早急に講ずるとともに、関係地方公共団体と協力し、狩猟、駆除の対象となつたシカ等の死骸の適切な処理体制の整備を促進すること。

四、特定鳥獣保護管理計画の策定のための指針等を定めるに当たっては、専門家及び自然保護団体等の意見を広く聞くとともに、計画の内容が、野生鳥獣の生息地の保全整備、被害の防除に万全を期し、過剰な捕獲をもたらすことがないよう定められるべきである趣旨を明確にすること。また、都道府県において適切な合意の下で特定鳥獣保護管理計画が策定されるよう、科学的な調査の徹底、目標や対策についての野生鳥獣の被害者、専門家、自然保護団体、N.G.Oなどの意見の十分な反映等に関し、政府は、都道府県に対し、助言、指導その他の支援を行うこと。

五、西日本地域のツキノワグマなどの個体数が著しく減少している特定の野生鳥獣の個体群についても、関係県において特定鳥獣保護管理計画が積極的に策定されるよう、政府は、その策定及び実施に対する支援に万全を期すこと。

六、関係地方公共団体における鳥獣保護行政の体制強化のため必要な支援に努めることとともに、都道府県知事の権限に属する普通種等の鳥獣の捕

獲等に関する許可に係る事務について、地域の実状に応じて適切に市町村に委譲され、田滑に技術の開発及び普及を図ること。

三、狩猟者が生態系の安定的な維持等に十分な配慮を行うこととなるよう、狩猟者のモラルの向上を図ること。また、狩猟や駆除が、事故、水鳥等の鉛中毒等の悪影響を及ぼさないよう、適切な措置を早急に講ずるとともに、関係地方公共団体と協力し、狩猟、駆除の対象となつたシカ等の死骸の適切な処理体制の整備を促進すること。

八、野生鳥獣の保護を一層明確にした法制度、鳥獣による農林業者の被害救済措置、公的機関が主導する捕獲体制の強化、野生鳥獣の保護管理のための国と地方の責務の一層の明確化等につき早急に検討を行うこと。

右決議する。

鳥獣保護及狩猟二関スル法律の一部を改正する法律案

平成十一年一月二十六日
右
内閣総理大臣 小渊 恵三

第一条ノ六 都道府県知事ハ特定鳥獣ニ付前条第五項ノ規定ニ依リ捕獲ノ禁止又ハ制限ヲ為サザル場合ニ於テ特定鳥獣保護管理計画ノ達成ヲ圖ル為必要アリト認ムルトキハ其ノ必要ノ限度ニ於テ環境庁長官ガ同条第三項ノ規定ニ依リ当該特定鳥獣ニ付為ス捕獲ノ禁止又ハ制限ヲ為スコトヲ得

第一条ノ四を第一条ノ五とし、同条の次に次の二条を加える。

第一条ノ六 都道府県知事ハ特定鳥獣保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスル場合ニ於テハ、関係地方公共団体ト協議スルト共ニ、第二項第三号ノ区域内ニ第八条ノ八第一項ノ規定ニ依リ環境庁長官ノ設定スル鳥獣保護区アルトキ又ハ特定鳥獣ガ其ノ保護範囲ヲ特ニ圖ル必要アリトシテ環境庁長官ノ定ムル鳥獣ナルトキハ環境庁長官ニ協議スルコトヲ要ス

第一条ノ三 都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ、公聴会ヲ開キ利害関係人ノ意見ヲ聞き、且都道府県自然環境保全審議会ニ諮問スルコトヲ要ス

第一条ノ四前条第四項ノ規定ハ特定鳥獣保護管理計画ニ之ヲ準用ス

第一条ノ五第四条に次の二条を加える。

第一条ノ六 都道府県知事ハ当該都道府県ノ区域内ニ於テ著シク増加又ハ減少シタル鳥獣ガアル場合ニ於テ当該鳥獣ノ棲息状況其ノ他ノ事情ヲ勘案シ長期的ナル観点ヨリ当該鳥獣ノ保護蓄植ヲ因ル為アリト認ムルトキハ当該鳥獣ノ保護管理ニ関スル計画(以下特定鳥獣保護管

理計画ト称ス)ヲ樹ツルコトヲ得る。

六 特定鳥獣保護管理計画ニ於テハ左ニ掲タル事項ヲ定ムルモノトス

一 保護管理スペキ鳥獣ノ種類(以下特定鳥獣ト称ス)

二 計画ノ期間

三 特定鳥獣ノ保護管理ガ行ハルベキ区域

四 特定鳥獣ノ保護管理ノ目標

五 特定鳥獣ノ数ノ調整ニ関スル事項

六 特定鳥獣ノ棲息地ノ保護及整備ニ関スル事項

七 其ノ他特定鳥獣ノ保護管理ノ為必要ナル事項

特定鳥獣保護管理計画ハ鳥獣保護事業計画ニ適合スルコトヲ要ス

都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスル場合ニ於テハ、関係地方公共団体ト協議スルト共ニ、第二項第三号ノ区域内ニ第八条ノ八第一項ノ規定ニ依リ環境庁長官ノ設定スル鳥獣保護区アルトキ又ハ特定鳥獣ガ其ノ保護範囲ヲ特ニ圖ル必要アリトシテ環境庁長官ノ定ムル鳥獣ナルトキハ環境庁長官ニ協議スルコトヲ要ス

都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ヲ樹テ又ハ之ヲ変更セントスルトキハ、公聴会ヲ開キ利害関係人ノ意見ヲ聞き、且都道府県自然環境保全審議会ニ諮問スルコトヲ要ス

前条第四項ノ規定ハ特定鳥獣保護管理計画ニ之ヲ準用ス

第四条に次の二条を加える。

乙種狩猟免状ヲ交付サレタル者ハ丙種狩猟免状ヲ交付サレタル者ト看故ス

鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条ノ二第二項中第七号を第八号とし、第六

第八条ノ三第七項中「前二項ノ期間」を「第五項及第六項ノ期間(前項ノ特定鳥獣ニ在リテハ同項ノ期間)」に改め、同条第六項の次に次の二項を加える。

都道府県知事ハ特定鳥獣保護管理計画ニ定ムル特定鳥獣ガ狩獵鳥獣ナル場合ニ於テ当該特定鳥獣保護管理計画ノ達成ヲ因ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ第五項ノ期間内ニシテ其ノ必要ノ限度ニ於テ当該特定鳥獣ニ限り前項ノ期間ヲ拡大スルコトヲ得

第八条ノ三に次の二項を加える。

第一条ノ五第六項ノ規定ハ第七項ノ場合ニ之ヲ

準用ス

第八条ノ八第四項中「第一条ノ四第四項及第五項」を「第一条ノ五第四項及第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第八条ノ八第四項中「ノ為」の下に「特定鳥獣保護管理計画ニ定ムル所ニ依リ特定鳥獣ノ數ヲ調整スル為」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

環境庁長官又ハ都道府県知事特定鳥獣保護管理計画ガ定メラレタル場合ニ於テ当該特定鳥獣保護管理計画ニ定ムル特定鳥獣ニ付前項ノ許可ヲ求メラレタルトキハ当該特定鳥獣保護管理計画ノ達成ニ資スルコトナル様適切ナル配慮ヲ為スモノトス

第十九条中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第十九条ノ三第一項中「第一条ノ四第三項」を「第一条ノ五第三項」に改め、同項ただし書中「同条第二項」を「同条第三項」に改め。

第二十条ノ六第二号中「第一条ノ四第二項」を

「第一条ノ五第二項」に改め、同条第三号中「第一条ノ四第三項」を「第一条ノ五第三項」に改め、同条第七号中「第一条ノ四第五項」を「第一条ノ五第五項」に改め、同条の次に次の二項を加える。

第二十条ノ七 環境庁長官ハ鳥獣ノ保護繁殖ヲ図ル為緊急ノ必要アリト認ムルトキハ都道府県知事ニ對シ左ニ掲タル事務ニ關シ必要ナル指示ヲ為スコトヲ得

一 第一条ノ六第一項ノ規定ニ依ル捕獲ノ禁止又ハ制限ニ關スル事務

二 第八条ノ三第七項ノ規定ニ依ル期間ノ拡大ニ關スル事務

三 第十二条第一項第一号中「第一条ノ四第一項」を「第一条ノ五第一項」に改める。

四 第十二条第一号中「第八条ノ三第七項」を「第八条ノ三第八項」に改め、同条第二号中「第一条ノ四第三項」を「第一条ノ五第三項」に改め、同条第三号及び第四号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改め。

五 第十二条第一項第一号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

六 第十七条第一項第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第四条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)の一部を次のよう改正する。

第十七条第一項第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

附帯決議

政府及び関係者は、新たな時代の要請のもとでの学問の自由や大学の自治に留意しつつ、大学改革を積極的に推進するため、この法律の実施に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、三年以上の在学で大学の卒業が認められる在学期間の特例については、例外的措置である本制度の趣旨を踏まえ、導入の前提となる厳格な成績評価等、実施に当たっての要件を明確にするなど制度の適正な運用が確保されるよう努めること。

平成十一年五月二十日

文教・科学委員長 南野知惠子

審査報告書

学校教育法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十日

文教・科学委員長 南野知惠子

審査報告書

第一條 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四条に二項を加える改正規定は、平成十一年四月十六日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の鳥獣保護及狩獵二関スル法律(以下「新法」という。)第四条第三項の規定は、平成十二年四月十六日以後之種狩獵免許試験に合格した者及び同日以後之種狩獵免許の更新を受けた者について適用する。

第三条 平成十二年四月十五日に改正前の鳥獣保護及狩獵二関スル法律の規定により乙種狩獵免許を受けている者が新法第七条ノ四の規定により更新を受けようとする場合における同条第二項及び第三項の適用については、平成十四年九月十四日までの間は、同条第二項の規定中「合格シタル」とあるのは「合格シ且次項ノ講習ヲ受ケタル」と、同条第三項の規定中「受クルコトヲ努ムベシ」とあるのは「受ケベシ」とする。

学部長の設置並びに国立大学における運営諮問会議及び評議会の設置に関する規定を整備し、並びに国立大学の学部等に置かれる教授会についてその所掌事務を定め、あわせて国公立大学の教員の採用等のための選考における学部長等の役割を定める等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

四、大学の教育研究等の状況の公表に当たって

は、公共的機関としての大学に関する情報公開への社会的要請に幅広く応えるとともに、積極的な情報発信に努めること。

五、先進諸国に比べ高等教育に対する公費負担の少ない我が国の実情に鑑み、大学等高等教育機関の活性化と各大学の個性的かつ創造的な発展を図るため、財政措置の拡充を含む必要な諸条件の整備に努めること。

右決議する。

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 竹原良太郎

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十一年四月二十七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

学校教育法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第五十八条第一項中「副学長」の下に「、学部長」を加え、同条第三項中「掌り」を「つかさどり」に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

第六十六条を次のように改める。

第六十六条 大学院を置く大学には、研究科を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、文部大臣の定めるところにより、研究科以外の教育研究上の基盤となる組織を置くことができる。

第六十八条の三中「副学長」の下に「、学部長」を加える。

第六十七条の二中（第五十三条の下に「及び第六十六条」を加え、「における大学の学部には」を「において、大学の学部には」に改め、「組織を」の下に「含み、大学の大学院の研究科には第六十六条ただし書に規定する組織を」を加える。

第二章の二中第七条の五を第七条の十一とし、第七条の三及び第七条の四を削り、同章中第七条の二を第七条の九とし、同条の次に次の二条を加える。

（評議会及び教授会の特例）

第七条の十 筑波大学に対する第七条の三及び第七条の四の規定の適用については、第七条の三第一項第二号中「学部長」とあるのは「学群の長」と、同条第三項第一号中「学部」とあるのは「学群、学系、学類」と、同条第五項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項第五号に掲げる事項を除く。」と、同項第四号中「学部、学科」とあるのは「学群、学系、学類」と、第七条の四第一項第一号中「学部」とあるのは「学群」と、同項第四号中「教養部」とあるのは「教養部及び学系」と、同条第四項第一号中「学部」とあるのは「学群」とする。

第七条の三 国立大学に、評議会を置く。ただし、一個の学部のみを置く国立大学（当該学部以外に次項第一号の文部省令で定める大学院の研究科又は大学附置の研究所を置くもの）を除く。）及び第三条の三第一項の国立大学（以下「国立大学院大学」という。）で一個の研究科のみを置くもの（当該研究科以外に大学附置の研究所を置くものを除く。）にあつては、この限りでない。

第七条の二 国立大学（国立短期大学（国立大学に併設されるものを除く。）を含む。次項において同じ。）に、運営諮詢会議を開く。運営諮詢会議は、委員若干人で組織し、その委員は、当該国立大学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、学長の申出を受けて文部大臣が任命する。

二 学部長、国立大学院大学の大学院の研究科その他の文部省令で定める大学院の研究科の長、教養部の長及び大学附置の研究所の長

三 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第三項に規定する部局長（前号に掲げるものを除く。）のうち文部省令で定めるところにより当該国立大学が定める者

三 前項各号に掲げる者のほか、評議会の定めるところにより、次に掲げる者を評議員に加えることができる。

一 学部 前項第一号の文部省令で定める大学院の研究科、教養部及び大学附置の研究所のうち評議会が定めるものごとに当該組織から選出される教授

二 評議会の議に基づいて学長が指名する教員

官報(号外)

- 4 第二項第三号及び前項の評議員は、学長の
申出に基づいて文部大臣が任命する。
- 5 評議会は、次に掲げる事項について審議
し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の
規定によりその権限に属させられた事項を行
う。
- 一 大学の教育研究上の目的を達成するため
の基本的な計画に関する事項
- 二 学則その他重要な規則の制定又は改廃に
関する事項
- 三 大学の予算の見積りの方針に関する事項
- 四 学部、学科その他の重要な組織の設置又
は廃止及び学生の定員に関する事項
- 五 教員人事の方針に関する事項
- 六 大学の教育課程の編成に関する方針に係
る事項
- 七 学生の厚生及び補導に関する事項
- 八 学生の入学、卒業又は課程の修了その他
その在籍に関する方針及び学位の授与に關
する方針に係る事項
- 九 大学の教育研究活動等の状況について當
該大学が行う評価に関する事項
- 十 その他大学の運営に関する重要事項
- 6 議長は、評議会を主宰する。
- 7 教授会を主宰する。
- (教授会)
- 第七条の四 次に掲げる国立大学の組織に、教
授会を置く。
- 一 学部
- 二 国立大学院大学の研究科
- 三 前条第二項第一号の文部省令で定める大
学院の研究科(前号に掲げるものを除く。)
- 4 第二項第三号及び前項の評議員は、学長の
申出に基づいて文部大臣が任命する。
- 5 評議会は、次に掲げる事項について審議
し、並びにこの法律及び教育公務員特例法の
規定によりその権限に属させられた事項を行
う。
- 一 大学の教育研究上の目的を達成するため
の基本的な計画に関する事項
- 二 学則その他重要な規則の制定又は改廃に
関する事項
- 三 大学の予算の見積りの方針に関する事項
- 四 学部、学科その他の重要な組織の設置又
は廃止及び学生の定員に関する事項
- 五 教員人事の方針に関する事項
- 六 大学の教育課程の編成に関する方針に係
る事項
- 七 学生の厚生及び補導に関する事項
- 八 学生の入学、卒業又は課程の修了その他
その在籍に関する方針及び学位の授与に關
する方針に係る事項
- 九 大学の教育研究活動等の状況について當
該大学が行う評価に関する事項
- 十 その他大学の運営に関する重要事項
- 6 議長は、評議会を主宰する。
- 7 教授会を主宰する。
- (教授会)
- 第七条の四 次に掲げる国立大学の組織に、教
授会を置く。
- 一 学部
- 二 国立大学院大学の研究科
- 三 前条第二項第一号の文部省令で定める大
学院の研究科(前号に掲げるものを除く。)

- 4 第二項及び第一項の教授会は、次の各号
(第一項第四号及び第五号並びに第二項第二
号に掲げる組織に置かれる教授会にあつて
は、第三号)に掲げる事項について審議し、
及び教育公務員特例法の規定によりその権限
に属させられた事項を行う。
- 5 第二項の五 国立短期大学に、教授会を置く。
第六条の五 国立短期大学に、教授会を置く。
7 議長は、教授会を主宰する。
- (国立短期大学の教授会)
- 2 第二項の教授会は、次に掲げる事項について
審議し、及び教育公務員特例法の規定により
その権限に属させられた事項を行う。
- 3 第二項及び第一項の教授会は、次の各号
(第一項第四号及び第五号並びに第二項第二
号に掲げる組織に置かれる教授会にあつて
は、第三号)に掲げる事項について審議し、
及び教育公務員特例法の規定によりその権限
に属させられた事項を行う。
- 4 第二項中第四項を第五項とし、第三項の次に
二 短期大学の教育課程の編成に関する事項
二 学生の入学、卒業その他その在籍に関する
事項
- 3 第二項の教授会については、前条第五項か
ら第七項までの規定を準用する。この場合に
おいて、同条第六項中「当該教授会を置く組
織の長(評議会を置かない国立大学の第一項
第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置
かないものにあつては、学長)」であるのは、
「学長」と読み替えるものとする。
- (議事の手続等)
- 4 第二項第一項中「とし、その選考は、大学管
理機関が行う」を「とする」に改め、同条第二項
中「前項の選考は、学長については」を「学長の
採用のための選考は」に、「すぐれ、且つ」を「優
れ、かつ」に、「大学管理機関の定める基準によ
り、学部長については、当該学部の教授会の議
事会に、教員及び学部長以外の部局長について
は、大学管理機関の定める基準により、行わな
ければならない」を「評議会(評議会を置かない
大学にあつては、教授会。以下同じ。)の議に基
づき学長の定める基準により、評議会が行う」
に改め、同条に次の四項を加える。
- 3 学部長の採用のための選考は、当該学部の

- 6 評議会は、前項各号に掲げる事項のほか、
前条第五項各号第六号及び第八号を除く。)
に掲げる事項について審議する。
- 6 教授会に議長を置き、当該教授会を置く組
織の長(評議会を置かない国立大学の第一項
第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置
かないものにあつては、学長)をもつて充て
る。
- 7 議長は、教授会を主宰する。
- (教育研究等の状況の公表)
- 第七条の八 国立大学及び国立短期大学は、文
部省令で定めるところにより、当該国立大学
及び運営の状況を公表しなければならない。
- 6 教授会に議長を置き、当該教授会を置く組
織の長(評議会を置かない国立大学の第一項
第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置
かないものにあつては、学長)をもつて充て
る。
- 7 議長は、教授会を主宰する。
- (教育公務員特例法の一部改正)
- 第七条の五 国立短期大学に、教授会を置く。
- 2 第二項の教授会は、次に掲げる事項について
審議し、及び教育公務員特例法の規定により
その権限に属させられた事項を行う。
- 3 第二項及び第一項の教授会は、次の各号
(第一項第四号及び第五号並びに第二項第二
号に掲げる組織に置かれる教授会にあつて
は、第三号)に掲げる事項について審議し、
及び教育公務員特例法の規定によりその権限
に属させられた事項を行う。
- 4 第二項中第四項を第五項とし、第三項の次に
二 短期大学の教育課程の編成に関する事項
二 学生の入学、卒業その他その在籍に関する
事項
- 3 第二項の教授会については、前条第五項か
ら第七項までの規定を準用する。この場合に
おいて、同条第六項中「当該教授会を置く組
織の長(評議会を置かない国立大学の第一項
第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置
かないものにあつては、学長)」であるのは、
「学長」と読み替えるものとする。
- (議事の手續等)
- 4 第二項第一項中「とし、その選考は、大学管
理機関が行う」を「とする」に改め、同条第二項
中「前項の選考は、学長については」を「学長の
採用のための選考は」に、「すぐれ、且つ」を「優
れ、かつ」に、「大学管理機関の定める基準によ
り、学部長については、当該学部の教授会の議
事会に、教員及び学部長以外の部局長について
は、大学管理機関の定める基準により、行わな
ければならない」を「評議会(評議会を置かない
大学にあつては、教授会。以下同じ。)の議に基
づき学長の定める基準により、評議会が行う」
に改め、同条に次の四項を加える。
- 3 学部長の採用のための選考は、当該学部の

- 6 評議会は、前項各号に掲げる事項のほか、
前条第五項各号第六号及び第八号を除く。)
に掲げる事項について審議する。
- 6 教授会に議長を置き、当該教授会を置く組
織の長(評議会を置かない国立大学の第一項
第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置
かないものにあつては、学長)をもつて充て
る。
- 7 議長は、教授会を主宰する。
- (教育研究等の状況の公表)
- 第七条の八 国立大学及び国立短期大学は、文
部省令で定めるところにより、当該国立大学
及び運営の状況を公表しなければならない。
- 6 教授会に議長を置き、当該教授会を置く組
織の長(評議会を置かない国立大学の第一項
第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置
かないものにあつては、学長)をもつて充て
る。
- 7 議長は、教授会を主宰する。
- (教育公務員特例法の一部改正)
- 第七条の五 国立短期大学に、教授会を置く。
- 2 第二項の教授会は、次に掲げる事項について
審議し、及び教育公務員特例法の規定により
その権限に属させられた事項を行う。
- 3 第二項及び第一項の教授会は、次の各号
(第一項第四号及び第五号並びに第二項第二
号に掲げる組織に置かれる教授会にあつて
は、第三号)に掲げる事項について審議し、
及び教育公務員特例法の規定によりその権限
に属させられた事項を行う。
- 4 第二項中第四項を第五項とし、第三項の次に
二 短期大学の教育課程の編成に関する事項
二 学生の入学、卒業その他その在籍に関する
事項
- 3 第二項の教授会については、前条第五項か
ら第七項までの規定を準用する。この場合に
おいて、同条第六項中「当該教授会を置く組
織の長(評議会を置かない国立大学の第一項
第一号又は第二号に掲げる組織でその長を置
かないものにあつては、学長)」であるのは、
「学長」と読み替えるものとする。
- (議事の手續等)
- 4 第二項第一項中「とし、その選考は、大学管
理機関が行う」を「とする」に改め、同条第二項
中「前項の選考は、学長については」を「学長の
採用のための選考は」に、「すぐれ、且つ」を「優
れ、かつ」に、「大学管理機関の定める基準によ
り、学部長については、当該学部の教授会の議
事会に、教員及び学部長以外の部局長について
は、大学管理機関の定める基準により、行わな
ければならない」を「評議会(評議会を置かない
大学にあつては、教授会。以下同じ。)の議に基
づき学長の定める基準により、評議会が行う」
に改め、同条に次の四項を加える。
- 3 学部長の採用のための選考は、当該学部の

官報(号外)

教授会の議に基づき、学長が行う。

4 学部長以外の部局長の採用のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、評議会の議に基づき、評議会の議に基づく。

5 教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき学長の定める基準により、教員の採用及び昇任のための選考は、評議会の議に基づき、評議会の議に基づく。

6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その組織が定められた大学にあっては、人事委員会。(第十一条第一項において同じ。)の議に基づき学長が行う。

6 前項の選考について教授会が審議する場合において、その組織が置かれる組織の長は、当該大学の教員人事の方針を踏まえ、その選考に關し、教授会に対して意見を述べることができる。

第五条第一項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改め、同条第二項中「大学管理機関」を「評議会及び学長」に、「当つては」を「当つては」に改め、同条第三項及び第四項中「大学管理機関」を「評議会及び学長」に改め、同条第五項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改め、同条第六項中「大学管理機関」を「評議会及び学長」に改める。

第七条及び第八条中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。

第九条第一項中「大学管理機関」を「学長及び教員にあつては評議会、部局長にあつては学長」に改める。

第十条中「大学管理機関」を「学長」に、「基づいて」を「基づいて」に改める。

第十一条第一項中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改め、同条第一項中「第一十一条の三第一項並びに地方公務員法」を「第二十二条第一項並びに同法」に、「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。

第十二条第一項中「大学管理機関」を「学長にあつては評議会、教員及び学長にあつては教授会の議に基づき、評議会の議に基づく。

第十二条第一項中「大学管理機関」を「学長にあつては学長に改め、同条第一項中「大学管理機関」を「評議会の議に基づき学長」に改める。

第一号)第二条第四項に規定する評議会(評議会を置かない大学にあつては、教授会)の議に基づき学長に改める。

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十日

参議院議長 斎藤 十郎殿

法務委員長 荒木 清寛

第十八条の二の改正規定中「加える」を「加え、同条第四号中「携帯しなかつた者」の下に「(特別永住者を除く。)」を加えるに改める。

第十九条を改め、同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第十八条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十九条の二 僞りその他不正の手段により、第四条の三第一項から第五項までの登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

第十八条の二の次に次の二条を加える。

第十九条 特別永住者が第十三条第一項の規定に違反して登録証明書を携帯しなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

第二十条中「過料」を「前」の規定による過料に改める。

附則第十一條の次に次の二条を加える。

(入管法の一部改正)

第十二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「特別永住者」の下に「(以

審査報告書

外国人登録法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十日

参議院議長 斎藤 十郎殿

法務委員長 荒木 清寛

第十八条の二の改正規定中「加える」を「加え、同条第四号中「携帯しなかつた者」の下に「(特別永住者を除く。)」を加えるに改める。

第十九条を改め、同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第十八条の二の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十九条の二 僞りその他不正の手段により、第四条の三第一項から第五項までの登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

第十八条の二の次に次の二条を加える。

第十九条 特別永住者が第十三条第一項の規定に違反して登録証明書を携帯しなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

第二十条中「過料」を「前」の規定による過料に改める。

附則第十一條の次に次の二条を加える。

(入管法の一部改正)

第十二条 出入国管理及び難民認定法の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「特別永住者」の下に「(以

下「特別永住者」という。」を加える。

第七十六条を次のように改める。

第七十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第二十三条第一項の規定に違反して旅券又は許可書を携帯しなかつた者(特別永住者を除く。)

二 第二十三条第二項の規定に違反して旅券又は許可書の提示を拒んだ者

第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 特別永住者が第二十三条第一項の規定に違反して旅券又は許可書を携帯しなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

第七十七条の二 特別永住者の配偶者等の項の下欄中「平和条約国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者」を「特別永住者」に改める。

(平和条約国籍離脱者等入管特例法の一部改正)

第十三条 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を次のように改正する。

附則第六条の次に次の一条を加える。

(旧日韓特別法に基づく永住の許可を受けて在留していた者に関する特例)

第六条の二 旧日韓特別法に基づく永住の許可を受けて在留していた者で、入管法第二十六条第一項の許可を受けることなく出国し、外国人登録法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)の施行の日において入管

法別表第二の上欄の在留資格をもって在留しているものが、同日以降、同欄の永住者の在留資格をもって在留するに至ったときは、この法律に定める特別永住者とみなす。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十四条 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第百六条のうち外国人登録法の一部を改正する法律附則第十一条の次に「一条を加える改正規定」中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

一、委員会の決定の理由

要領書

本法律案は、外国人登録における同一人性を確認する手段としての指紋押なつ制度を廃止し、これに代えて署名及び家族事項の登録を導入するとともに、登録原票についてその保管に

設し、併せて申請者の負担軽減及び事務処理の簡素化を行おうとするものであり、おおむね妥

当な措置と認めるが、特別永住者が外国人登録証明書の常時持帯義務に違反した場合の罰則等

について修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 今回の改正により指紋押なつ制度が全廃されるに至った経緯にかんがみ、指紋押なつ拒否をする理由に在留資格において著しい不利益を受けている外国人に対し、その不利益を除去するための措置を速やかに検討すること。

平成十一年三月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

外国人登録法の一部を改正する法律案

二 永住者に外国人登録証の常時持帯を義務づけの必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜本的な見直しを検討すること。とりわけ特別永住者に対しては、その歴史的経緯等が十分考慮されなければならない。

三 特別永住者の外国人登録証常時持帯義務違反に対する罰則の適用に当たっては、改正により刑罰の対象から除外された趣旨を踏まえ、違反者に対する行政罰についても、その運用は抑制的であらねばならず、いやしくも温存にわたりることのないよう努めること。

四 本邦在留の外国人に対する行政の在り方にかかる内外の諸情勢の推移を踏まえ、外国人登録事項、登録証の更新切替期間、登録原票等の公開をはじめとする外国人登録制度の在り方にについて、制度の見直しを検討すること。

五 特別永住者に対しては、その在留資格が法定されたに至った歴史的経緯等を十分考慮し、再入国許可制度の在り方について検討するとともに、運用については、人権上適切な配慮をすること。

六 退去強制者の上陸拒否期間の延長、不法在留罪の新設等に伴い、退去強制手続、上陸特別許可、在留資格認定証明書の交付、在留特別許可等の各制度の運用に当たっては、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情を十分考慮すること。

七 今回の改正により指紋押なつ制度が全廃されるに至った経緯にかんがみ、指紋押なつ拒否をする理由に在留資格において著しい不利益を受けている外国人に対し、その不利益を除去するための措置を速やかに検討すること。

八 今回の改正により指紋押なつ制度が全廃されることができるところとなつた者を除く。以下「一年未満在留者」という。である場合にあつては第十八号及び第十九号に掲げる事項を、それぞれ登録原票に登録することを要しない。

九 第四条の次に次の二条を加える。

外国人登録法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

官報(号外)

(登録原票の管理)

第四条の一 市町村の長は、登録原票を当該市町

村の事務所に備えるに当たつては、記載内容の漏えい、滅失、き損の防止その他の登録原票の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(登録原票の開示等)

第四条の三 市町村の長は、次項から第五項までの規定又は他の法律の規定に基づく請求があつた場合を除き、登録原票を開示してはならない。

2 外国人は、市町村の長に対し、当該外国人に係る登録原票の写し又は登録原票に登録した事項に関する証明書(以下「登録原票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。

3 外国人の代理人又は同居の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上当該外国人と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)は、市町村の長に対し、当該外国人に係る登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる。

4 国の機関又は地方公共団体は、法律の定める事務の遂行のため登録原票の記載を利用する必要があると認める場合においては、市町村の長に対し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる。

5 弁護士その他政令で定める者は、法律の定める事務又は業務の遂行のため登録原票の記載を利用する必要があると認める場合においては、市町村の長に対し、登録原票記載事項証明書の交付を請求することができる。ただし、登録原票の記載のうち、第四条第一項第三号から第七号まで及び第十五号から第十七号までに掲げる

事項以外のものについては、それらの開示を特に必要とする場合に限る。

6 前三項の請求は、請求を必要とする理由その他法務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。

第五条第一項中「前条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第六条の二第一項中「又は第九条第一項若しくは第二項」を、「第九条第一項若しくは第二項、第九条の二第一項又は第九条の三第一項」に、「(第九条第三項において準用する場合を含む。)」を、「第九条第三項、第九条の二第一項又は第九条の三第二項」に改める。

第八条の二中、「第九条の二第一項」を削り、同条第一号中、「第九条の二第六項」を削る。

第九条第一項中「次条第一項」の下に「及び第九条の三第一項」を加え、同条第一項中「次条第一項」の下に「、第九条の二第一項」を加え、同条第三項を次のように改める。

四条第一項第十八号又は第十九号に掲げる事項に変更を生じた場合には、その所持する登録証明書を提出しなければならない。

2 外国人は、前項の申請をする場合には、第六条の二第一項の登録証明書の引替交付の申請を併せてしなければならないときを除き、その所持する登録証明書を提出しなければならない。

この場合において、市町村の長は、当該登録証明書に当該申請に係る事項の変更に係る記載を行ひ、これを当該外国人に返還しなければならない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたとき

ない。この場合において、第一項の申請が第四条第一項第十三号に掲げる事項に永住者又は特別永住者としての在留の資格への変更を生じたときは、市町村の長は、同項第九号

及び第二十号に掲げる事項を消除しなければならない。

第五条第一項中「前条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第六条第七項の規定は、第一項の申請について準用する。

第九条の二の次に次の一条を加える。

第九条の二 一年未満在留者は、在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができるとなつたときは、在留の資格又は在留期間に変更を生じた日から十四日以内に、その居住地の市町村の長に対し、変更登録の申請書及びその変更を生じたことを証する文書を提出して、第四条第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項の変更並びに同項第十八号及び第十九号に掲げる事項の登録を申請しなければならない。

2 外国人は、前項の申請をする場合には、第六条の二第一項の登録証明書の引替交付の申請を併せてしなければならないときを除き、その所持する登録証明書を提出しなければならない。

この場合において、市町村の長は、当該登録証明書に当該申請に係る事項の変更に係る記載を行ひ、これを当該外国人に返還しなければならない。

3 市町村の長は、第一項の申請があつたとき

4 第八条第七項の規定は、第一項の申請について準用する。

第九条の三 一年未満在留者は、在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留すること

ができないこととなつたときは、在留の資格又

3 市町村の長は、第一項の申請があつたとき

は、当該外国人に係る登録原票に、第四条第一項第十三号及び第十四号に掲げる事項の変更並びに同項第十九号及び第二十号に掲げる事項を登録しなければならない。

この場合において、市町村の長は、同項第九号及び第二十号に掲げる事項の登録を登録しなければならない。

4 第八条第七項の規定は、第一項の申請につい

て準用する。

「第十条の二第一項中「第九条の二第一項」の下に「第九条の三第一項」を加える。」

「第十二条第一項中「第七条第三項若しくは第九条の二第三項」を「若しくは第七条第三項」に改め、「確認を受けた日」の下に「この項において「登録等を受けた日」という。」を、「五回目」の下に「(登録等を受けた日に当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは、七回目)」を加え、「第七条第一項又は第九条の二第一項」を「又は第七条第一項に改め、同条第三項第二号を削り、同項第三号中「第十四条の二」を「第十四条」に改め、同号を同項第一号とする。」

第十三条を削る。

「第十四条の二第一項中「永住者及び特別永住者」を「外国人(一年未満在留者を除く。)」に改め、「第九条の二第一項」を削る。」

「第十五条の二第一項を次のように改める。
2 十六歳以上の一年未満在留者は、第九条の三第一項の申請をする場合には、同項の規定による申請に係る申請書の提出と同時に、登録原票に署名をしなければならない。ただし、その申請が第十五条第二項の規定により代理人によつてなされたとき、その他その申請に係る申請書の提出と同時に署名をすることができないときは、この限りでない。

第十四条の二第四項中「第九条の二第五項及び「又は第二項」を削り、同条を第十四条とする。第十五条第一項中「指紋の押なつ」を削り、同条第三項中「第五条第二項」を「第一項及び前項前段の規定にかかわらず、第八条第一項若しくは第二項、第九条第一項若しくは第一項若しくは第九条の二第一項の申請又は第五条第二項」に改め、「第九条の二第六項」を削り、「前項前段に規定

する場合を除き、当該交付を受ける外国人が修業上の都合その他やむを得ない事情により自ら当該

市町村の事務所に出頭することができない場合には、当該外国人と同居する者を「当該外国人の同居の親族」に、「当該外国人に代わつてこれを「当該外国人又は当該外国人と同居する前項第一号から第三号までに掲げる者(十六歳に満たない者を除く。)に代わつてこれら」に改める。

第十五条の二第一項中「第九条の二第一項」の下に「、第九条の三第一項」を加える。

第十六条中「(第九条第二項において準用する場合を含む。)、第九条の二第二項」を「、第九条第四項、第九条の二第三項、第九条の三第三項」に改める。

第十八条第一項第一号中「、第九条の二第一項」を削り、同項第二号及び第三号中「第九条の二第一項」の下に「、第九条の三第一項」を「第十五条

第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項第八号を削り、同項第八号の二中「第十四条の二」を「第十四条」に改め、同号を同項第八号とする。

第一項若しくは第二項、第七条第一項、第九条の二第一項若しくは第一項若しくは第二項の申請に係る外国人登録原票(以下「登録原票」という。)の登録事項及び当該登録原票に基づき作成して交付すべき外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)の内容については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にされた旧法第三条第一項、第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項、第七条第一項、第九条の二第一項又は第十二条第一項若しくは第一項若しくは第二項若しくは第一項若しくは第二項を削り、同号を同項第八号とする。

第一項若しくは第二項を削り、同号を同項第八号とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

(登録原票の登録事項等に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前の外国人登録法(以下「旧法」という。)第三条第一項、第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項若しくは第二項、第七条第一項、第九条の二第一項又は第十二条第一項若しくは第二項の申請に係る登録原票の登録事項及び当該登録原票に基づき作成して交付すべき外国人登録証明書(以下「登録証明書」という。)の内容については、なお従前の例による。

第三条第一項、第六条第一項又は第二項の申請に基づきされた確認は、新法第十二条第一項の適用に付されることは、新法の相当規定によりされた登録及び確認とみなす。

第四条 旧法第九条の二第三項の規定によりされた確認並びに旧法第六条第三項、第六条の二第四項及び第七条第三項の規定によりされた確認並びに旧法第十二条第一項又は第二項の申請に基づきされた確認は、新法第十二条第一項の適用に付されることは、新法の相当規定によりされた登録及び確認とみなす。

第五条 旧法第十二条第一項又は第二項の申請に基づきされた確認とみなす。

第六条 旧法第十二条第一項の適用について、新法第十二条第一項の申請をしなければならない期間について、旧法第十二条第一項の規定又は同条第三項各号に掲げる者に該当するとして市町村の長によりされた同項の規定による指定は、なおその効力を有する。

(公布の日以後に十六歳に達した者に関する経過措置)
第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間(以下「経過期間」という。)に十六歳に達した者について、施行日以後においては十六歳に達していないものとみなして旧法第十二条第三項並びに第十五条第二項及び第二項を除く。)の規定を、施行日以後においては施行日において十六歳に達したものとみなして新法の規定を適用するものとし、経過期間においては出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第二十三条规定による改定により交付された登録証明書とみなす。

文の規定は適用しない。

(登録証明書の再交付の申請及び登録証明書の切替交付の申請に係る期間に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前十四日以内にその所持に係る登録証明書の紛失、盗難又は滅失の事実を知った者(当該紛失、盗難又は滅失に係る旧法第七条第一項の規定による登録証明書の再交付の申請をした者を除く。)については、新法第七条第一項中「その事実を知つたときから十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)」の施行の日から十四日以内とする。

2 旧法第十一条第一項に規定する五回目の誕生日(同条第三項の規定による指定がされた場合にあっては、当該指定に係る日)がこの法律の施行前三十日以内に到来した者(当該誕生日又は指定に係る日に係る同条第一項の規定による確認の申請をした者を除く。)については、新法第十一条第一項中「第四条第一項の登録を受けた日(第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請をした者を除く。)」については、新法第十一条第一項において「登録後の確認」という。)を受けていた場合には、最後に確認を受けた日。この項において「登録等を受けた日」とする。

(職業等の消除に係る特例)

第九条 市町村の長は、永住者又は特別永住者か

ら新法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第二項、第七条第一項又は第十一条第一項若しくは第二項の申請のうちこの法律の施行後に登録するものについては、当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日が二月二十八日であるものとみなす。)から三十日を経過した日までの間とする。

二 旧法第十一条第三項の規定による指定であつて附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされるものを受けている者については、新法第十一条第一項の申請をしなければならない期間は、前号によつて読み替えた同項の規定及び同条第三項の規定にかかるらず、施行日から当該指定に係る日から三十日を経過した日までの間とする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(家族事項の登録に関する特例)

第八条 市町村の長は、この法律の施行の際現に、入管法の規定により一年未満の在留期間を決定され、その期間内にある者(在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することができることとなつた者を除く。以下「一年未満在留者」という。)入管法別表第一の上欄の永住者の在留資格をもつて在留する者(以下「永住者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下「平和条約国籍離脱者等入管特例法」という。)に定める特別永住者(以下「特別永住者」という。)として本邦で永住する者以外の外国人については、新法第三条第一項又は第九条の三第一項の申請があつた場合は、新法第六条第一項、第六条の二第一項若しくは第七条第一項若しくは第二項の申請があつたとき(当該外国人が既に旧法第四条第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項の登録を受けているときを除く。)は、新法第四条第一項第十九号及び第十九号に掲げる事項を登録原票に登録するものとする。

2 一年未満在留者で、この法律の施行前十四日以内に、在留期間の更新又は在留資格の変更により、当初の在留期間の始期から起算して一年以上本邦に在留することとなつたもの(旧法第四条第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項に係る旧法第九条第一項第十三号又は第十四号に掲げる事項に係る旧法第九条第一項又は第十九号に掲げる事項を登録原票に登録するものとする。

二 旧法第十一条第三項の規定による指定であつて附則第四条第三項の規定によりなお効力を有することとされるものを受けている者については、新法第十一条第一項の申請をしなければならない期間は、前号によつて読み替えた同項の規定及び同条第三項の規定にかかるらず、施行日から当該指定に係る日から三十日を経過した日までの間とする。

に係る登録原票に登録された新法第四条第一項のとする。

(在留の資格等の変更登録に関する特例)

第九号及び第二十号に掲げる事項を消除するものとする。

一 新法第十一条第一項中「第四条第一項の登録を受けた日(第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づく確認(第三項において「登録後の確認」という。)を受けた場合において準用する場合を含む。)」の規定による許可又は平和条約国籍離脱者等入管特例法第四条若しくは第五条の許可を受けた外国人(次項に規定する者又は旧法第九条の二第一項の申請を受けた者を除く。)については、新法第九条第一項中「その変更を生じた日から十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から十四日以内」とする。この場合において「登録等を受けた日」という。)の後の当該外国人の五回目(登録等を受けた日に当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは、七回目)の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)から三十日以内とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から十四日以内」とする。この場合において、市町村の長は、新法第四条第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項を登録原票に登録するものとする。

第二項の規定によるほか、次に定めるところによる。

一 新法第十一条第一項中「第四条第一項の登録を受けた日(第六条第三項、第六条の二第四項若しくは第七条第三項の確認又はこの項若しくは次項の申請に基づく確認(第三項において「登録後の確認」という。)を受けた場合において準用する場合を含む。)」の規定による許可又は平和条約国籍離脱者等入管特例法第四条若しくは第五条の許可を受けた外国人(次項に規定する者又は旧法第九条の二第一項の申請を受けた者を除く。)については、新法第九条第一項中「その変更を生じた日から十四日以内」とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から十四日以内」とする。この場合において「登録等を受けた日」という。)の後の当該外国人の五回目(登録等を受けた日に当該外国人が永住者又は特別永住者であるときは、七回目)の誕生日(当該外国人の誕生日が二月二十九日であるときは、当該外国人の誕生日は二月二十八日であるものとみなす。)から三十日以内とあるのは、「外国人登録法の一部を改正する法律の施行の日から十四日以内」とする。この場合において、市町村の長は、新法第四条第一項第十八号及び第十九号に掲げる事項を登録原票に登録するものとする。

審査報告書

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

右は多數をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十日

参議院議長 斎藤 十朗殿
法務委員長 荒木 清寛

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、不法人國又は不法上陸後本邦に入法に在留する行為及び被退去強制外国人の再入国に対し適正かつ厳格に対処するとともに、正規に在留する外国人の再入国許可の有効期間を伸長しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 今回の改正により指紋押なつ制度が全廃されるに至った経緯にかんがみ、指紋押なつ拒否を理由に在留資格において著しい不利益を受けている外国人に対し、その不利益を除去するための措置を速やかに検討すること。

一 永住者に外国人登録証の常時携帯を義務づける必要性、合理性について十分な検証を行い、同制度の抜本的な見直しを検討すること。とり

わけ特別永住者に対しては、その歴史的経緯等が十分考慮されなければならない。

三 特別永住者の外国人登録証常時携帯義務違反に対する罰則の適用に当たつては、改正により

反者に対する行政罰についても、その運用は抑制的であらねばならず、いやしくも濫用にわたることのないよう努めること。

四 本邦在留の外国人に対する行政の在り方にかかる内外の諸情勢の推移を踏まえ、外国人登録事項、登録証の更新切替期間、登録原票等の公開をはじめとする外国人登録制度の在り方に

ついて、制度の見直しを検討すること。

五 特別永住者に対しては、その在留資格が法定されるに至った歴史的経緯等を十分考慮し、再入国許可制度の在り方にについて検討するとともに、運用については、人権上適切な配慮をすること。

六 退去強制者の上陸拒否期間の延長、不法在留罪の新設等に伴い、退去強制手続、上陸特別許可、在留資格認定証明書の交付、在留特別許可等の各制度の運用に当たつては、当該外国人の在留中に生じた家族的結合等の実情を十分考慮すること。

第一項第一項中「第十三条」を「仮上陸の許可」を受けている者及び第十四条に改め、同条第二項後段を次のように改める。

三 削除

第二十六条第一項中「第十三条」を「仮上陸の許可」を受けている者及び第十四条に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、その許可是、当該証印又は再入国許可書に記載された日からその効力を生ずる。

第二十六条第三項中「許可の日から一年」を「許可が効力を生ずるものとされた日から二年」に改め、同条第四項中「許可の日から一年」を「許可が効力を生じた日から四年」に改める。

第四十六条第一項中「第一号又は第二号」を「又は第三号」に改める。

第七十条第一号中「第九条第五項の規定に違反して」を「入国審査官から上陸の許可等を受けないで」に改め、同条第二号を次のように改める。

三 削除

第七十条に次の二項を加える。

2 前項第一号又は第二号に掲げる者が、本邦に上陸した後引き続き不法に在留するときも、同

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

第七十三条中「第七十条第四号」を「第七十条第三号、第五号又は第七号」を「前条第一項第一号、第二号、第五号若しくは第七号又は同条第二項」に改める。

第七十三条中「第七十条第一項第九号中「退去した日から一年」」を「退去した日から五年」に改める。

第二十四条第一号中「第九条第五項の規定に違反して」を「入国審査官から上陸の許可等を受けないで」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 削除

第二十六条第一項中「第七十条第一号、第二号又は第三号」を「第七十条第一項第一号又は第二号」に改める。

第七十四条の六中「第七十条第一号、第二号又は第三号まで」を「第七十条第一項第一号又は第二号」に改める。

第七十三条の二第二項中「第七十条第一号から第三号まで」を「第七十条第一項第一号、第二号」に改める。

第七十七条第一項中「第七十条第一号」を「第七十条第一号」に改める。

第七十八条第一項中「第七十条第一号」を「第七十条第一号」に改める。

二 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（施行期日）
一 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に改正前の出入国管理及び難民認定法第二十四条各号（第四号才からヨまでを除く。）の一に該当して本邦からの退去を強制された者に対する改正後の出入国管理及び難民認定法（次項において「新法」という。）第五条第一項に規定する上陸の拒否については、なお従前の例による。

3 新法第七十条第一項の罪を犯した者がこの法律の施行前から引き続き本邦に在留していたときは、情状により、その刑を免除することができる。

国会に提出する。

平成十一年三月十日

内閣総理大臣 小淵 恵三

官報 (号外)

(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正)
4 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一年」を「三年」に、「二年」を「四年」に改める。

審査報告書

男女共同参画社会基本法案

右は多数をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十一日
参議院議長 斎藤 十郎殿

総務委員長 竹村 泰子

〔前文〕
第一章 総則(第一条 第十二条)に改める。
目次中「第一章 総則(第一条 第十二条)」を

法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向け

めに、施設の基本となる事項を定めようとするも

のであって、おおむね妥当な措置と認めるが、

本法制定の趣旨等をより明確にする前文規定を

加える修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつ责任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共

右は多數をもつて別紙のとおり修正すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十一年五月二十一日 参議院会議録第二十一号 男女共同参画社会基本法案

同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重

要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

本法は、男女の人权が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある

社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女

共同参画社会の形成に関する施策を総合的かつ

計画的に推進するため、男女共同参画社会の形

成について、基本理念を定め、並びに国、地方

公共団体及び国民の责務を明らかにするととも

に、施設の基本となる事項を定めようとするも

のであって、おおむね妥当な措置と認めるが、

本法制定の趣旨等をより明確にする前文規定を

加える修正を行った。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女

共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

一 男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案

右

国会に提出する。

平成十一年二月二十六日

内閣総理大臣 小渊 恵三

目次

男女共同参画社会基本法案

第一章 総則(第一条 第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第十三条 第二十条)

第三章 男女共同参画審議会(第二十一条 第二十六条)

附則

第一章 総則

第一条 この法律は、男女の人权が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活

力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)
第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることの他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)
第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定

的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることからがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共

団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)
第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行つこができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)
第七条 男女共同参画社会の形成が国際社会における取組と密接な関係を有していることからがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)
第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画

社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に関する施策(男女共同参画社会の形成の促進に関する施策)に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)
第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)
第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明瞭化した文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘査して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に關する施

進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画基本計画の意見を聽いて、男女共同参画審議会の意見を参考し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、通常なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)
第十五条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘査して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に關する施

官報(号外)

<p>する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項</p> <p>市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。</p> <p>都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、速滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>(施策の策定等に当たっての配慮)</p> <p>第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。</p> <p>(国民の理解を深めるための措置)</p> <p>第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(苦情の処理等)</p> <p>第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(調査研究)</p> <p>第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男</p>	<p>女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。</p> <p>(国際的協調のための措置)</p> <p>第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)</p> <p>第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p>(第三章 男女共同参画審議会)</p> <p>第二十一条 総理府に、男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条规定三項に規定する事項を処理すること。</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成に関する基本的かつ総合的な政策及び重要事項を調査審議すること。</p> <p>3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。</p>	<p>(組織)</p> <p>第二十二条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。</p> <p>2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満であつてはならない。</p> <p>(委員)</p> <p>第二十三条 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。</p> <p>2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 委員は、再任されることができる。</p> <p>4 委員は、非常勤とする。</p> <p>(会長)</p> <p>第二十四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。</p> <p>2 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。</p> <p>3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(資料の提出その他の協力)</p> <p>第二十五条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明の聽取等に協力する。</p> <p>2 審議会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第二十六条 この章に定めるもののほか、審議会に關する必要な事項は、政令で定める。</p>
<p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> <p>附 则</p> <p>第二十七条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。</p> <p>2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなされる。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。</p> <p>3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日以後の期間に、審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。</p> <p>(総理府設置法の一部改正)</p> <p>第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>2 第四条第四号の次に次の二号を加える。</p>	<p>(男女共同参画審議会設置法の廃止)</p> <p>第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもつて存続するものとする。</p> <p>2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなされる。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。</p> <p>3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日以後の期間に、審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。</p> <p>(総理府設置法の一部改正)</p> <p>第四条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。</p> <p>2 第四条第四号の次に次の二号を加える。</p>

岩瀬	良三君	上杉	光弘君
海老原義彦君			
太田	豊秋君	岡野	裕君
大島	慶久君	加納	時男君
鹿熊	安正君	片山虎之助君	
金本	邦茂君	龜井	郁夫君
河本	英典君	岸	宏一君
久世	公堯君	国井	正幸君
斎藤	滋宣君	鴻池	祥肇君
清水嘉与子君		佐藤	昭郎君
須藤良太郎君			
鈴木	政二君		
世耕	弘成君		
田中	直紀君		
竹山	裕君		
谷川	秀善君		
中曾根弘文君			
仲道	俊哉君		
成瀬	守重君		
野沢	太三君		
南野知恵子君			
橋本	聖子君		

岩永	浩美君	上野	公成君
尾辻	秀久君	大野	つや子君
岡	利定君	岡	利定君
加藤	紀文君	狩野	安君
景山俊太郎君		金田	勝年君
木村	博昭君	鎌田	要人君
北岡	秀二君	鶴谷	仁君
久野	恒一君	木村	秀二君
小山	孝雄君	北岡	秀二君
佐々木知子君		久野	恒一君
佐藤	泰三君	小山	孝雄君
坂野	重信君	佐々木知子君	
塙崎	恭久君	佐藤	泰三君
田島	公平君	坂野	重信君
常田	敬三君	塙崎	恭久君
武見	正孝君	田島	公平君
鈴木	正孝君	常田	敬三君
未広まきこ君		武見	正孝君
佐藤	泰三君	鈴木	正孝君
野間	吉宏君	未広まきこ君	
長峯	基君	佐藤	泰三君
中島	真人君	野間	吉宏君
中原	爽君	長峯	基君
西田		中島	真人君
駆		西田	
浩君		駆	
長谷川道郎君		浩君	
野間		長谷川道郎君	
吉宏君		野間	
赴君		吉宏君	

煙林	平田	芳正君
真鍋	森田	耕一君
松村	矢野	賢二君
水島	山崎	龍三君
村上	吉川	裕一君
平田	若林	哲郎君
芳正君	足立	次夫君
耕一君	朝日	正昭君
賢二君	石田	太君
龍三君	江田	芳男君
裕一君	今泉	正俊君
哲郎君	岡崎トミ子	良平君
次夫君	小川	俊弘君
正昭君	川橋	美栄君
太君	北澤	君
芳男君	郡司	勝也君
正俊君	高嶋	幸子君
良平君	谷林	俊美君
美栄君	齊藤	彰君
君	小宮山洋子君	義一君
勝也君	東君	正昭君
幸子君	高嶋	良充君
彰君	齊藤	勁君
義一君	谷林	正昭君
正昭君	長谷川	正光君
君	内藤	廣中和歌子君
正光君	角田	清君

日出	英輔君	服部三郎雄君
保坂	三藏君	松谷蒼一郎君
三浦	一水君	溝手顯正君
森下	博之君	森山裕君
森山	山内俊夫君	山内依田
山内	山下俊夫君	山下吉村剛太郎君
山下	善彦君	脇雅史君
依田	智治君	浅尾慶一郎君
山下	善彦君	伊藤基隆君
依田	智治君	今井澄君
山下	善彦君	江本敏夫君
山下	善彦君	小川健司君
山下	善彦君	勝木久保君
山下	善彦君	木俣健司君
山下	善彦君	佐藤元君
山下	善彦君	小林亘君
山下	善彦君	高峰君
山下	善彦君	竹村峰男君
山下	善彦君	千葉泰子君
山下	善彦君	寺崎景子君
山下	善彦君	佐藤雄平君
山下	善彦君	櫻井充君
山下	善彦君	平田昭久君
山下	善彦君	直嶋正行君
山下	善彦君	福山哲郎君

藤井 本田 良一君
松崎 松前 俊久君
篠瀬 進君
吉田 満治君
糸住裕一郎君
大森 礼子君
風間 越君
沢 たまき君
高野 博師君
統 訓弘君
浜田卓二郎君
日笠 勝之君
福本 潤一君
松 あきら君
山下 栄一君
渡辺 孝男君
扇 信也君
高橋 千景君
鶴保 康介君
平野 貞夫君
渡辺 秀央君
奥村 展三君
田名部国省君
松岡満壽男君
山崎 力君
西川きよし君

堀前川	利和君	本岡昭次君	円	より子君	柳田	松田	前川忠夫君
菅野	石井	水野	椎名	岩本	月原	戸田	星野
菅野	二二君	久光君	眞子君	秀昭君	茂皓君	邦司君	朋市君
菅野	石井	水野	椎名	岩本	阿曾田	森本	益田
菅野	二二君	久光君	眞子君	入澤	阿曾田	山本	浜四津敏子君
菅野	石井	水野	椎名	田村	阿曾田	保君	弘友
菅野	二二君	久光君	眞子君	月原	清君	晁司君	和夫君
菅野	石井	水野	椎名	岩本	鶴岡	洋介君	久美君
菅野	二二君	久光君	眞子君	阿曾田	白浜	木庭健太郎君	但馬
菅野	石井	水野	椎名	岩本	鶴岡	一良君	浜四津敏子君
菅野	二二君	久光君	眞子君	阿曾田	白浜	白浜	鶴岡

反対者氏名	阿部 幸代君	池田 幸子君	岩佐 恵美君	大沢 晃君	小池 晃君
賛成者氏名	須藤美也子君	練三君	高橋 敦君	橋本 敦君	八田ひろ子君
男女共同参画社会基本法案 言のとおり修正議決」	田 谷本 田 谷本 英夫君 麻生君 潤上 貞雄君 山本 正和君 中村 敦夫君	日下部信代子君 上原君	山下 芳生君 吉川 春子君 大脇 雅子君	山下 芳生君 吉川 春子君 大脇 雅子君	山下 芳生君 吉川 春子君 大脇 雅子君
賛成者氏名	阿南 一成君 有馬 朗人君 井上 裕君 石川 弘君 市川 一朗君 岩城 光英君 岩瀬 良三君	阿南 一成君 有馬 朗人君 井上 裕君 石川 弘君 市川 一朗君 岩城 光英君 岩瀬 良三君	阿南 一成君 有馬 朗人君 井上 裕君 石川 弘君 市川 一朗君 岩城 光英君 岩瀬 良三君	阿南 一成君 有馬 朗人君 井上 裕君 石川 弘君 市川 一朗君 岩城 光英君 岩瀬 良三君	阿南 一成君 有馬 朗人君 井上 裕君 石川 弘君 市川 一朗君 岩城 光英君 岩瀬 良三君

男女共同参画社会基本法案（内閣提出）「委員長報告のとおり修正議決」
賛成者氏名
一三九名

六十億円という規模のところ、旅館の年間売上げは約五十億円にのぼっている。また、球磨川漁業協同組合(以下「漁協」という。)の良質な球磨川産アユは、東京など大都市にも出荷されて好評を博しております。流域の主要な物産となっている。

このように、流域経済に占める球磨川水系の役割の大きさを考えるならば、当然のことながら、

球磨川上流部へのダム建設には、細心の慎重さが強く求められねばならない。よって、川辺川ダム建設を行う政府は、流域住民の抱く疑問に誠実に応える必要があると考える。

以上の観点から、次の事項について再度質問する。

一 建設省は、流域住民に対して選択取水設備を川辺川ダムに設置すると説明している。なぜ、

川辺川ダムに選択取水設備を設置する必要があるのか、理由を明らかにされたい。

二 一で明らかにすることを求めていた理由について、数値等をあげて具体的に根拠を明らかにされたい。明らかにできなければ、いつ明らかにできるのか、具体的に期日を示されたい。

三 川辺川ダムと同等規模のダムにおいて、選択取水設備が一と同様の理由で機能している事例を明らかにされたい。

四 湿水期においても、選択取水設備が一と同様の理由で機能をするのか、明らかにされたい。

五 建設省は、流域住民に対して清水バイパスを川辺川ダムに設置すると説明している。なぜ、

川辺川ダムに清水バイパスを設置する必要があるのか、理由を明らかにされたい。

六 五で明らかにすることを求めていた理由について、数値等をあげて具体的に根拠を明らかにされたい。明らかにできなければ、いつ明らかにされるものと想われるものと想っている。

平成十一年五月十八日
内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員中村敦夫君提出川辺川ダム建設に関する再質問に対する答弁書
一、二及び四から六までについて

川辺川ダムの選択取水設備は、同ダムの設置に伴う球磨川水系川辺川(以下「川辺川」といいう。)の流水の水温の低下及び濁度の上昇を防止する目的で設置することとしているものである。また、同ダムに係る清水バイパス(ダム貯水池に流入する以前の河川の流水をダムの放流水とする。以下同じ。)は、当該選択取水設備とあわせて、同ダムの設置に伴う川辺川の流水の濁度の上昇を防止することとしているものである。

川辺川ダムとほぼ同規模のダムにおいて、選択取水設備がダムの設置に伴う河川の流水の水温の低下及び濁度の上昇を防止する上で効果を有していると認められる事例としては、例えば石狩川水系小樽内川定山渓ダムがある。

にできるのか、具体的に期日を示されたい。

イバスを設置して、五で明らかにすることを求めている理由を住民に対して実証してはどうか、政府の見解を明らかにされたい。また、建設省は、流域住民に対して、市房ダムが県管理のため清水バイパスを設置できない旨の説明をしたようであるが、熊本県管理の荒瀬ダムについて、平成七年九月に同事務所が作成した「川辺川ダム事業における良好な水環境の保全と創造」のハページから十ページまでに記載されている数値計算手法によるダム放流水(ダムから放流される河川の流水をいう。以下同じ。)の水温及び濁度の予測(以下「本件予測」という。)を行っている。本件予測の結果をダム流入水(ダム貯水池に流入する河川の流水をいう。以下同じ。)並びに選択取水設備及び清水バイパスを設置した場合のダム放流水の月別平均水温及び濁度の頻度について示すと、別表第一及び別表第二のとおりである。

建設省においては、本件予測の結果から、選択取水設備及び清水バイパスを設置した場合における川辺川ダムのダム放流水の水温及び濁度は、川辺川の流量が少ない十一月から一月までの期間も含めて、基本的に同ダムのダム流入水とほぼ同程度となると考えており、これらの設置は、同ダムの設置に伴う川辺川の流水の水温の低下及び濁度の上昇の防止に効果を有するものと考えている。

八 清水バイパスの性能は、漁協への補償に影響するのか、明らかにされたい。

右質問する。

度の上昇を防止する目的で設置することとしているものである。

建設省九州地方建設局川辺川工事事務所は、昭和三十三年から平成三年までの期間の川辺川の流量等のデータを用いて、川辺川ダムについて、平成七年九月に同事務所が作成した「川辺川ダム事業における良好な水環境の保全と創造」のハページから十ページまでに記載されて

いる数値計算手法によるダム放流水(ダムから放流される河川の流水をいう。以下同じ。)の水温及び濁度の予測(以下「本件予測」という。)を行っている。本件予測の結果をダム流入水(ダム貯水池に流入する河川の流水をいう。以下同じ。)並びに選択取水設備及び清水バイパスを設置した場合のダム放流水の月別平均水温及び濁度の頻度について示すと、別表第一及び別表第二のとおりである。

建設省においては、本件予測の結果から、選択取水設備及び清水バイパスを設置した場合における川辺川ダムのダム放流水の水温及び濁度は、川辺川の流量が少ない十一月から一月までの期間も含めて、基本的に同ダムのダム流入水とほぼ同程度となると考えており、これらの設置は、同ダムの設置に伴う川辺川の流水の水温の低下及び濁度の上昇の防止に効果を有するものと考えている。

また、五木ダムは、熊本県知事が洪水調節の用に供するため川辺川の指定区間に設置するダムであるが、御指摘の「魚道」は、河川管理上の観点から、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(以下「河川管理施設」という。)として建設省が設置することとしているものである。

また、五木ダムは、熊本県知事が洪水調節の用に供するため川辺川の指定区間に設置することとしている河川管理施設であり、建設省は、建設省設置法(昭和二十二年法律第百十三号)第三条第五十八号の規定に基づき、熊本県知事の委託を受けてその建設を行っているものである。

川辺川ダム建設に伴う漁業補償については、同ダムの建設に伴う影響等を踏まえ、適切に行われるものと想っている。

七について

川辺川ダムに係る清水バイパスについては、ダム貯水池に流入する以前の河川の流水をダムの放流施設に直接流入させる施設であり、また、本件予測の結果からみてもその設置の効果が認められると考えられることから、御指摘の「実証」を行わなければその設置の効果を検証することができないとは考えていない。

また、市房ダムは、球磨川水系球磨川(以下「球磨川」という。)の河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)に存するものであることから、同ダムに係る清水バイパスを設ける必要がある場合には、その設置は基本的に実現されることから、同ダムが行うべきものと想える。

なお、荒瀬ダムは、熊本県知事が発電の用に供するため球磨川の指定区間以外の区間に設置したダムであるが、御指摘の「魚道」は、河川管理上の観点から、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設(以下「河川管理施設」という。)として建設省が設置することとしているものである。

また、五木ダムは、熊本県知事が洪水調節の用に供するため川辺川の指定区間に設置することとしている河川管理施設であり、建設省は、建設省設置法(昭和二十二年法律第百十三号)第三条第五十八号の規定に基づき、熊本県知事の委託を受けてその建設を行っているものである。

官報(号外)

別表第一

ダム流入水及びダム放流水の月別平均水温

月	ダム流入水	ダム放流水
一月	五・六度	六・三度
二月	六・五度	六・三度
三月	八・五度	七・八度
四月	十一・六度	十・八度
五月	十三・八度	十三・五度
六月	十五・七度	十五・九度
七月	十七・九度	十八・二度
八月	十八・三度	十八・八度
九月	十六・六度	十七・一度
十月	十三・二度	十四・二度
十一月	九・九度	十一・四度
十二月	六・八度	八・三度

(注)昭和三十三年から平成三年までの期間における月別平均水温である。

別表第一

ダム流入水及びダム放流水の濁度の頻度

濁度	ダム流入水	ダム放流水
零度以上五度未満	三百十二日	三百十三日
五度以上十度未満	二十四日	二十二日
十度以上十五度未満	八日	八日
十五度以上二十度未満	四日	四日
二十度以上二十五度未満	三日	三日
二十五度以上	十四日	十四日

(注)昭和三十三年から平成三年までの期間における平均年出現日数である。

中央省庁等改革における水道行政のあり方に
関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出
する。

平成十一年五月六日

参議院議長 斎藤 十朗殿

福本 潤一

中央省庁等改革における水道行政のあり方
に関する再質問主意書

去る四月十六日、私は「中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する質問主意書」を提出した。四月二十七日、内閣からの答弁書を受領したが、質問に対する答弁として全く不十分であるため、再度以下の質問をする。

水道行政と環境行政を一体として同じ省の所管とすることについて、行政改革会議において、
1 安全確保対策の観点から、具体的にどのような議論が行われたのか明らかにされたい。

2 住民福祉の観点から、具体的にどのような議論が行われたのか明らかにされたい。

3 政策手法及び人材の効率的活用の観点から、具体的にどのような議論が行われたのか明らかにされたい。

右質問する。

平成十一年五月十四日

内閣総理大臣 小淵 恵三

参議院議長 斎藤 十朗殿

参議院議員福本潤一君提出中央省庁等改革における水道行政のあり方に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

官 報 (号 外)

第明治三十五年三月三十日
郵便物認可

平成十一年五月二十一日 參議院會議錄第二十一号

五六

発行所
二東京一
番京都五
大四号
藏省印
刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
(本体
二三〇円)